



持続的な農畜産業の推進体制に関する ガイドライン及び調査研究報告書

平成20年3月

(財)農林水産奨励会
農林水産政策情報センター

はじめに

当センターでは、現在、農畜林水産行政分野が直面している課題について、調査研究に取り組んでいる。

こうした課題の中には、海外に優良事例があったり、国内の地方公共団体が上手に対応している例が少なくない。このため、当センターでは、当該課題に関する参考とするべき海外の事例や国内の対応状況の調査に取り組んできた。

平成 18、19 年度においては、「持続的な畜産等推進体系に関する調査研究」をテーマとした。これは、わが国において、畜産を含む農林水産業に対する理解がだんだん希薄になり、このままでは農畜林水産業が立ち行かなくなる懸念さえ持たれているのに対し、とくにヨーロッパでは、非農家都市住民が、子供の頃から農畜林水産業に馴染み、大事な産業として理解を示しているところから、どのように取り組んだら中山間地域のような条件不利な生産地域の振興が期待でき、また、一般国民の理解の醸成が図れるのか、調査研究する必要があると考えたからである。

具体的には、次の調査研究に取り組んだ。

- ① わが国では、「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併に伴い、中山間地域のような条件不利地域の農畜林水産業に対して、相対的に市町村等の公的機関の職員の目が行き届かなくなる恐れがあるが、それにどう対応するか。
- ② 非農家都市住民の農畜林水産業に対する理解を、どのようにして深めたらよいか。

このうち①については、中山間地域のような条件不利地域の振興は、市町村等の公的機関の職員がどう取り組むかという問題ではなく、関係住民の意欲が大事な問題であることが内外の調査で明らかになってきたところから、そうした視点で取り組むこととした。

また、②については、大人の問題ではなく、子供の教育の問題として力を入れている国が多かったところから、子供の理解醸成に焦点をあてて取り組むこととした。

調査研究結果については報告書をお読みいただきたいが、その要点は次のとおりである。

- ① 農村開発事業のような振興対策については、
 - ア 小さな地域を対象とする事業では結局何もならないことが多いところから、関係地域を広げるべきこと
 - イ 意欲ある人が中心となって、公的機関の担当者と協働することが必要であること
- ② 大人は、子供が持つ最初の疑問である「食べ物はどこから来るのか」に答える責務があること。また、子供の理解を深めるためには、農場に連れて行き、動植物に触れたり、作業を手伝わせたりすることが大事であること

調査にあたっては、まず日本で調査予定国の言語である英語、ドイツ語に堪能なアシスタントの人たちに関係資料の検索や翻訳を行ってもらい、その上で、学識経験者に総括的に検討していただく「調査研究委員会」の委員の方々や、専門家にお集まりいただき専門的立場から検討していただく「推進体制に関する専門委員会」の方々に、訪問先や質問内容等について、様々な角度からご意見をいただいた。

その上で海外調査では、米国、オーストラリア、英国、ドイツ、カナダの各国で、農村開発計画の担当者や、子供の農業理解の推進に直接携わっている人たちを中心に訪問し、率直な意見交換をしながら調査を行った。それぞれの国において、訪問したそれぞれの国の多くの担当者の方々から親切に対応していただき、また在外日本大使館の農政担当の人たちや、各国の通訳の方たちに献身的なご協力やお世話をいただいた。

国内では、アンケートを実施したほか、多くの県庁を訪問し、それぞれの県における中山間地域対策の実施状況を調査したり、地方農政局にご協力をいただいて中山間地域農政関係担当者と意見交換したり、あるいは、一般消費者の方にお集まりいただいてフォーカスグループ調査を行ったりする等の調査を行った。国内調査においても、多くの方たちにご協力をいただき、またお世話をいただいた。

当センターの成果は、これらの方々のご協力、お世話の上に得られたものであり、感謝にたえない次第である。心から感謝の念を表したい。

なお、この冊子は、ガイドラインと、そのバックデータともいべき調査結果の概略をとりまとめたものである。

ガイドラインは、当センターの調査研究の最終取りまとめであり、今後の中山間地域をはじめとする条件不利地域の振興対策や、非農家都市住民、特に子供たちへの農畜林水産業に対する理解醸成策の方向性についての当センターの提案である。多くの方々の参考となり、これらの施策や事業の今後の進展に貢献できれば、幸いである。

農林水産政策情報センター

第3章	オーストラリア調査結果	71
Ⅰ	オーストラリアの条件不利地域対策	71
第1節	連邦政府の条件不利地域対策	71
第2節	ヴィクトリア州の条件不利地域対策	81
Ⅱ	ヴィクトリア州政府の農業教育プログラム	83
第1節	ヴィクトリア州の農業教育	83
第2節	農業教育プログラムの実例	85
第3部	国内調査結果	89
第1章	アンケート結果	89
第1節	都道府県における中山間地域の活性化に関するアンケート結果	89
第2節	市町村職員等に対する中山間地域の活性化に関するアンケート結果	94
第2章	ワークショップ結果	99
第1節	北陸地域中山間地域農業政策ワークショップ結果	99
第2節	中国地域中山間地域農業政策ワークショップ結果	102
第3章	フォーカスグループ調査結果	105
第4章	出張調査結果	107
第1節	石川県の中山間地域対策	107
第2節	鳥取県の地域対策事業	109
第3節	愛媛県の中山間地域対策	111
第4節	群馬県の食育の取組み	113
第5節	高知県におけるグリーンツーリズムの推進	116

第1部 推進体制に関するガイドライン

第1章 推進体制ガイドライン

1 条件不利地域農業の意義

ガイドライン1

* 条件不利地域の振興を図る意義

当センターが行ったアンケート調査等によれば、わが国においても、相対的に農業、農家、農村、さらには地域というものに対する理解が薄くなっている中で、条件不利地域である中山間地域の国土保全に果たす役割等には理解を示す国民が多いことが明らかになった。したがって、引き続き理解を得る努力を行いつつ、こうした中山間地域を始めとする条件不利地域の振興に努めていくべきである。

(説明)

(1) 農業、農家、農村は、当センターがこれまで調査してきた国々においては、例えば地続きのヨーロッパでは、国境の条件不利地域で農業を営んでいたこと自体が外敵の侵略から国を守る最大の盾であったこと、また例えば米国やオーストラリアにおいては、辺境の地を開拓し農業を営んでいくことが国家の発展そのものであったこと、等といったそれぞれの国家固有の歴史の中で、国民から尊重されつつ推移してきている。

また今日においても、そうした国々では、農業、農家、農村は、国民に食糧を供給するという役割だけでなく、

- ① 農業には、上流下流にも広い職域があり、多くの雇用の場を生み出していること
- ② 自然環境の保全に資するものであること
- ③ 古来から受け継いできた文化や伝統を引き継ぐ機能を果たしていること
- ④ 国民のレクリエーションの場として欠かすことができないこと

等の役割を担っていることを、非農家都市住民を含む国民の大部分が理解し、大事な産業として尊重 (respect) されている。

(2) このため、諸外国では、条件不利地域で営まれている農業に対しても多くの国民の理解があつて、例えばEUによる「農村開発 (Rural Development) 計画」のように、官と民が一体となった振興政策が営まれている。

(3) 日本と諸外国とでは、条件不利地域といっても違いがあるが、当センターが行ったアンケート調査では約 75%の人達が、都市の消費者によるフォーカスグループ調査では大部分が中山間地域の振興策に対して理解を示していた。

わが国の中山間地域は、今後とも食料生産基地として重要な役割を担うことが期待されており、また、環境を保全するだけでなく、災害の多いわが国では貴重な災害防止装置の機能を果たしてもいるので、そうした機能を維持していくためにも、引き続き、中山間地域の基本的な産業である農業およびその関連産業、そしてそうした地域全体の振興を図っていくことの大事さについて国民の理解を得つつ、そうした事業の展開を図っていくことが必要である。

(4) ヨーロッパにおける交付金支給の基本的な考え方は、「条件が不利であることを理解した上で公平に扱う」ということである。したがって、条件不利地域だから特別の支援策ということではなく、公共的なものであれば通常地域への支援策にプレミアムをつける、というものが多きようである。

(5) わが国の中山間地域等直接支払交付金については、ワークショップや県へ出張調査の結果では、交付金を支給しても目立った変化が出ることは少ないが、もしこの交付金がなければ崩壊してしまう地域が続出するであろう、という声が多かった。

また、交付金受給者の中には、「もう地域での農業は辞めたいのだが、交付金はもう少しがんばれという国からのメッセージと受け止め、頑張っている」という人たちも見受けられた。

したがって同交付金は、中山間地域の維持になくてはならない大事な役割を果たしている、ということができる。

その一方、5年毎の改定では、要件が厳しくなることもあって、年齢的に協定の締結が難しくなるので、要件の緩和を求める声が多かった。

(6) なお、集落営農組織への直接支払交付金との関係で多くの地域で法人化が推進されているが、このことについてワークショップでは、次のようなきつい指摘がなされた。

- ① 意思決定の仕組みがあやふやなことが多く、経営体として踏み出すのは難しい。
- ② 農家は、法人の経営を知らない。従来の農家だけで法人化するのは危険である。
- ③ 事務的能力、特に会計処理能力がないので、交付金や補助金の交付を受けても対応できないことが珍しくない。

(7) 北陸地域と中国地域で行ったワークショップにおける意見では、わが国で農業関係の法人で事業が成功しているのは、自分たちの方から自発的に法人化したものとはともかく、それ以外は、農外企業からの参入法人か、農外で経営に携わっていた人が参加した

法人であることが多い、とのことであった。

法人化の推進は、今後の農業生産体制を考える上で欠かすことはできないので、帳簿類の記載方法を始め法人経営に必要な基礎的な知識を十分体得させるような支援が期待される。

2 条件不利地域支援のあり方

ガイドライン2-1

* 地域振興に意欲ある地域への支援

地域振興策は、そのことに意欲ある地域でなければ成功せず、また支援しても、結局意味のないものに終わってしまうことが多いので、地域振興事業の核となる人たちが中心となって、意欲を持って取り込もうとする地域への支援を中心としていくべきである。

(説明)

(1) ヨーロッパの条件不利地域においては、過疎化、高齢化が進んでいることは日本と同様であるが、その深刻度においては日本と大きな差があり、まだまだ担い手となる人たちの活動が期待できる地域が少なくない状況なので、EUの支援を受けて行う地域振興事業では、「ローカル・アクション・グループ (Local Action Group : LAG)」と呼ばれる官と民とのパートナーシップによるグループが積極的に手をあげ、自ら企画し実施にあたる地域に対して支援が行われている。しかしながら、民間側から自発的に手が上がらない場合は、何も支援されない。

(2) 日本の場合には、地域振興の核となる層の人たちが見当たらない地域が少なくないが、当センターが北陸地域や中国地域で開催したワークショップの結果によれば、行政がお膳立てして振興事業等を推進しても、当該地区に意欲がなければ、結局何もならないことが多いようである。したがって、行政が支援すべき地域は、自ら手を上げてくる意欲ある地域に対してとするべきである。

ガイドライン2-2

* 中山間地域の住民たちの意欲を引き出す工夫

ガイドライン2-1に従って地域振興策を展開していくためには、今後、行政には、補助金や交付金の支給だけでなく、中山間地域の住民たちの意欲を引き出す工夫が求められる。

例えば、次のような対策に力を入れていくことが必要である。

- ① 地域振興対策事業の対象地域を広くし、事業の効果をあげるとともに、核となる人やグループを確保する等の工夫をする。

- ② 担い手となる層が条件不利地域に定住出来るよう、雇用の場を確保する条件の整備に努める。
- ③ 若い世代の人たちのために子育て環境を整備する。
- ④ 団塊の世代の人たちを受け入れる。
- ⑤ 公共施設や生活利便施設、病院等の配置を集中化させ、住民の便宜を図る。

(説明)

(1) 中山間地域の住民たちの意欲を引き出す工夫といっても、そう簡単に見つかるものではないが、ドイツにおいては、小さい単位で事業を行っても、結局、何もならなかったという経験を踏まえ、事業対象地域を広くすることとしたとのことであった。

これは、小さな事業を個別に実施していても、地域の基本的な問題や大きな問題には対処できないことを経験から学んだ、ということであったが、このことは、わが国でも参考にするべきであると考ええる。

また前記のように、自ら手を上げるエネルギーのない集落が少なくないわが国の現状においては、振興事業等の対象地域は、集落が機能しない場合には、集落より広い範囲で考え、核となる人を確保できるような形で考える必要があるようである。

これらのことに関して、最近、「小学校の区域」単位の事業実施が考慮に入れられるようになってきているのは歓迎すべきことである。

(2) 一方、対象地域を広げた場合、地域住民のアイデンティティに問題が生じたり、小さい集落であれば機能していたさまざまなことが消えていってしまったりすることが指摘されているところであり、十分留意する必要がある。

なお、専門調査委員会では、中山間地域に新しい産業を入れて集落で分担する、という形なら大きくすることも可能、という意見もあった。

(3) 核となる人たちの確保のためには、若者が地域に残る工夫も大事である。

若者の定住を期待するためには、雇用の場の確保が不可欠であるが、ドイツでは、必ずしも自分の所在地近辺だけでなく、多少遠距離でも通勤可能なように通勤条件を整備する、具体的には道路を整備することによって、雇用の場の確保ができる、としていた。このように交通網の整備は若い世代の人々が出ていかない対策の一環となっており、交通路の整備と条件不利地域の過疎化問題の緩和との間には相関関係がある、とのことであった。

ドイツとわが国では様々な条件、国民のものの考え方に違いがあり、ドイツの例をもって直ちにわが国の参考にできるものではないが、わが国においても、条件不利地域における交通網の整備は大事な課題であり、過疎化や高齢化に悩む条件不利地域において青壮年層が定住することに効果的である道路網の整備という考え方が可能なのか、そう

した道路整備であれば国民に理解してもらえるのか、実証的に整理しておくべきではないだろうか。

(4) 近年、日本では、団塊の世代の人たちの退職が話題となっているが、こうした人たちの中には定年後農業をやってみたいと考えている人たちも多く、条件不利地域の過疎化、高齢化への対応策として、受入れを考えている地域も少なくないようである。退職者を入れても短期の解決にしかならないとする考えもあるが、とりあえずは貴重な戦力であり、行政側もその就農支援に努めるべきであるとする。

(5) 島根県・中山間地域研究センターの調査研究では、公共施設や生活便利施設、病院等へのアプローチが遠くなればなるほどその地域を離れていく人たちの率が高くなっているとのことであった。したがって、今後、特に条件不利地域においては、こうした施設を集中させていく努力が求められるようになってくることが考えられる。JAなどの農林水産関係団体も、こうした地域計画にもっと関心を寄せるよう指導していくことが必要である。

3 条件不利地域への支援

ガイドライン3

* 農業生産への支援から農村支援へ

EUでは、条件不利地域への支援の対象を「農業生産」から「農村地域」にシフトさせつつあるようである。わが国においても、こうした動きを念頭におき、条件不利地域の振興策を考えていく必要がある。

(説明)

(1) EUの農村開発計画を基に事業を実施している各国では、条件不利地域への支援の対象を「農業生産」から「農村地域」にシフトさせつつあるようであり、したがってヨーロッパでは、今後は、農業生産、ないし農家に対する支援という考え方は卒業しなければならない時代になった、とも考えられる。

また、地域全体を単位として事業等を実施する場合、従来農林水産行政分野の対象となっていなかった産業も対象にせざるを得ないことになるが、縦割りの感覚が強いわが国でどう対処していくべきか、他省庁との連携をも考慮に入れつつ、早い機会に整理を行う必要がある。

(2) なおヨーロッパにおいては、農業に対する支援は、例えば併せて環境の保全に資するといったような公共の目的にも沿うものでなければ難しくなっているようである。

4 条件不利地域における事業に関して

ガイドライン4-1

* 生産物のブランド化の推進

条件不利地域の生産物の販売にあたってはブランド化が大切であるが、自分たちだけではうまく行かないことも少なくないので、農林水産省を始め行政側からきめ細かな指導を行っていくべきである。

(説明)

(1) 条件不利地域において生産された産物を効果的に販売するためにはブランド化が大切であることは、諸外国でも日本でも同様である。ブランド化は、一朝一夕で出来るものではなく、長期にわたる辛抱強い品質の維持向上努力が必要であり、またノウハウも必要なので、行政側が根気よく、きめ細かい支援や指導を行っていくべき分野である。

(2) なお、生産した農産物等については、自分で売る努力が必要で、売り切ることができて初めて農業経営が可能になってくるので、農協販売事業とのバランスを考慮しつつ、そうした指導も行っていくべきである。

ガイドライン4-2

* グリーンツーリズムについて

グリーンツーリズムや農家民宿も、はっきりした目的や信念なしにやっていける時代ではなくなってきているので、何のためにやるのか、目的をはっきりさせて取り組むよう、指導するべきである。

(説明)

(1) ヨーロッパ諸国の調査においても、また日本におけるワークショップ等の結果においても、何のためにやるのか目的をはっきりしなければ、グリーンツーリズムも農家民宿もやっていけない時代になってきているという指摘があった。また、3～5年やってみてダメなら見切りをつけなければならない、という厳しい意見もあった。推進する行政側も、心するべきと考える。

(2) なおドイツでは、今後の方向として、介護する人を抱えた家族向けのグリーンツーリズムの開発が行われているようである。わが国でも、こうした取組みを期待したいところである。

(3) また、こうした事業を始めようとしている農家の主婦たちに対し、関係法規から経営方法、来訪者が過ごす時間のプランニングの手法、衛生、自分達を宣伝して客を呼び込む方法等に至るまで専門学校レベルの学習を履修させ（最長では、750 時間）、資格（最高レベルはマイスター）も付与する等、周到な準備をさせている。わが国においても、そうした面での支援を充実させていく必要があるのではないだろうか。

5 コンサルタントの活用

ガイドライン 5

* 有料のコンサルタントの活用

諸外国では、農村開発計画のような事業の計画や実施にあたっては、いわゆるコンサルタントが有料でアドバイスを行っている。わが国は、とかくアドバイスは無料、という考え方になりがちであるが、有料であれば、その金額に見合うアドバイスが受けられるわけであり、事業関係者の頭を切り替えるよう、指導していく必要がある。

(説明)

(1) 広い区域で多くの住民の参加を得て事業を実施するような場合、英国やドイツにおいては、官と民との連携だけでなく、各種のコンサルタントを上手に活用しているようである。コンサルトは有料であるが、それに見合うだけの最新の情報や技術の裏づけのあるアドバイスを受けられるし、意見の相違を調整する役割をも担ってくれることあるので、有益であり、積極的にコンサルタントを活用するような前向きな取組みが期待されている。無料のアドバイスは、結局は役に立たない、ということのようである。

なお、コンサルタント料を公的機関が払い、民間は支払わない場合や、機械等を販売した会社がサービスの一環として無料でアドバイスしてくれるような場合もあるが、こうしたケースを否定するものではない。

(2) 北陸地域におけるワークショップでは、中央のコンサルタント会社では、結局地域に根ざしたアドバイスが得られないことが多いという発表があり、当該地域に縁のあるコンサルタント、ないしは大学を含む地域で活動しているコンサルタントの活用が適切のようである。

第2章 農業に対する理解醸成ガイドライン

6 非農家国民の理解醸成への取組み

ガイドライン6

* 農業や農村に対する理解醸成の必要性と体制の構築

農業や農村に対する非農家国民の理解の醸成は、一朝一夕でできるものではなく、長期間にわたる弛みない努力の積み重ねが必要であるので、農林水産省、地方公共団体、農業関連団体等が協力し一体となって推進していく体制を構築し、取り組んでいく必要がある。

(説明)

(1) 海外調査では、農業や農村に対する非農家国民の理解が深いことにうらやましさを感じるものが少なくない。当然のことながらこうした理解の醸成は、諸外国といえども一朝一夕でなしえたものではなく、長期間にわたって弛みない努力を重ねてきた結果である。

わが国では、残念ながらまだまだヨーロッパのように農業や農村が非農家都市住民に理解されているとは言えず、引き続き、農業や農村の国民生活に対する重要性、等について、国民の理解を得る努力を傾注して行くことが必要である。

(2) 消費者に対する農業、ないし食料に対する理解醸成の担当は、諸外国では、中央政府ではなく、州政府、ないし農業関係団体が対応しているようであるが、わが国においては、農林水産省と都道府県や市町村、農業協同組合その他の関係団体との連携の下、息の長い取組みを行っていく必要がある。

(3) 諸外国では、大人の一般消費者向けに行われているのは、各種のイベント、ホームページ上の解説等で、特段の事業のようなものはなかなか見当たらないが、子供向けには、いろいろな事業が試みられている。

7 子供向けの事業

ガイドライン7

* 農業体験を通じた子供たちの理解醸成の推進

非農家の人たちの食料、農業、農村に対する理解を醸成するためには、子供の頃から理解を深めてもらうことが大事であるので、子供たちが農場に行き、農業を体験することを通じて理解の醸成を図る取組みを、諸外国の例を参考にしながら、広げていく必要がある。

(説明)

(1) 諸外国では、子供は将来の大事な消費者であり、早い段階で農業に対する理解を深めてもらうことが必要であるというコンセプトの下で、子供を農場に連れて行き、実際に農作業を経験したり、動食物に触ったりしてもらう事業に力が入れている。

わが国でも、例えば宮崎県では、2泊3日で養豚場に泊り込んで豚の世話を体験してもらう事業をやっており、今後、こうした事業の広がりが期待される。

(2) わが国では「食べ物がどこから来るのか」を知らない子供たちが多いと言われてきて久しいが、オーストラリアでは、子供が最初に持つ疑問は「食べ物はどこから来たのだろう」ということであり、大人はその疑問に答えてあげる義務がある、という認識のもとで、子供たちを農場につれていく様々なプロジェクトが設けられて入る。

わが国でも、子供たちの理解を深めていく取組みを展開するにあたり、こうしたコンセプトを整理し、そうした子供たちの親を巻き込みながら、推進していく必要がある。

(3) ドイツでは、子供の農村体験事業として、「農家で休暇を」事業や、「農家で誕生日パーティ」事業、学校のカリキュラムの中に組み込まれて授業として学級単位で行く「学びの場としての農場」事業などが行われている。

いずれも、子供たちが農村ないし農家に滞在している間、一緒に納屋に入って仕事をしてみたり、農家にいるウサギなどの動物に餌をあげたりして、農業を実際に体験させたり、動植物に実際に触らせたりするもので、都会に住んでいる農業に全く関係のない人たちでも、両親も子供たちも、そして先生も、農業はどういうものなのかを現場で学ぶことができている。

(4) オーストラリアでは、「Teaching Farms Program」というプログラムが行われている。これは、都会の学校と農村の学校との間のパートナーシップにより、都会の学校の生徒が Country Area の農家等に泊り込み、そこで生活したり、農業を手伝ったり、地域の学校にも出席したりすることによって、農業や農村への理解を深めるだけでなく、都会の学校と農村の学校、そして各々のコミュニティの間の理解を深めようとするものである。各州政府が支援している。

(5) なお、こうした受入れを行う農家や農場が受入れ料を取ることは、賛否両論あるようである。農場側の負担を考えれば有料もやむをえないとする意見がある一方、料金をとるなら、サーカスや動物園と同じで、食べ物の生産という本来の姿が見えなくなり、農業や農村の理解にはつながらなくなるのではないかと、という意見もあった。

8 農家の受入れ態勢の整備

ガイドライン8

- * 農業への理解醸成を図るために非農家国民の受入れを行う農場においても、心得ておかなければならない事項は沢山あるので、受入れを行うための基本的な事項をしっかりと身につけるような研修等の支援が必要である。

(説明)

ドイツでは、休暇を農村で過ごしたり、農場で誕生日パーティを開いたりする場合の受入れ農家の主婦に対し、最高レベルではマイスターの資格をも取得できるセミナーを準備している。こうしたセミナーでは、経営的な知識や衛生面の知識、関係法令、農場や農家で過ごすためのプランの作り方や来てもらう宣伝のためのホームページの作り方まで、きめ細かな講座が用意され、これを受講した主婦には資格も与えられている。

わが国においてこうしたシステムを取り入れることは一朝一夕ではできないだろうが、農家や農場が、こうしたシステムを活用することにより、都市住民や子供たちを受け入れるために用意周到な準備をしていることは学ぶべきではなかろうか。

9 農場内での事故への対応

ガイドライン9

* 農家の準備

受入れ農家で一番恐れるのは子供たちの予期しない怪我や事故であるが、海外では農業関係機関がそうしたアドバイスをする役割も担っているので、そうした例を参考にして、アドバイスする機関を設ける等により、怪我や事故を恐れる前に、怪我や事故が起きないように、農家が周到に準備できるシステムを構築することが必要である。

(説明)

(1) 当センターの調査では、海外では農業関係機関がそうしたアドバイスをする役割も担っており、受入れを行うにあたっては、

- ① 農場は、学校の生徒を受け入れる安全体制の前に、常日頃の農作業をすることに対して整備しておくべき安全対策
- ② 生徒に対して最初に与える「こういうことをしてはいけない」「こういうことは許される」という指示の内容

といったことについて、きめ細かなアドバイスをしている。

わが国でも、そうした例を参考にして、農家にアドバイスする機能を構築し、農家が周到に準備できるようにしていくことが必要ではないだろうか。

(2) なお諸外国では、周到な準備を行った上で、それでも怪我や事故が起きた場合には、生徒たちの自己責任とされている。また、保険制度も充実しているようである。

10 先生たちへの対応

ガイドライン 10

* 先生たちへのアドバイス

農業や農村への理解を醸成するためには、都会育ち、農業未経験の先生たちに対し、子供たちが学校で学び、さらに農家や農村といった現場で農業を学ぶために必要な、きめ細かな支援、アドバイスが必要である。

(説明)

(1) 農場で学ぶプログラムの需要は、諸外国で高い需要があるが、これはわが国でも同様と思われる。しかし、都会育ち、農業未経験の先生たちがどうしたらいいのか判らないのも、内外を問わず、事情は同じで、先生たちがカリキュラムを作るにあたってのきめ細かな支援、アドバイスが必要である。日本の場合は、所管行政の壁があって、なかなか難しいことは理解しているが、工夫してもらいたいところである。

(2) 子供たちに正しい農業理解をしてもらうための教材について、海外では、先生たちの信頼の上に立って農業関係団体が作成し、先生たちに提供している。

例えばドイツでは、そうした目的のために 1960 年代に設立された民間機関 ima が教材を作成して全国の先生たちに提供しているし、また、例えばオーストラリア・ヴィクトリア州では、州政府が「ランドラーン」と呼ばれる次世代の子供たちへの農業教育を担当する教師の啓蒙を目的とする全州教育プログラムの中で教材を作成し、提供している。

わが国でも、誤った情報で子供たちを教育しないよう、専門家である農業関係の行政機関や農業団体が、教育委員会や先生たちとも連携し、教材の準備にも力を入れて欲しいものである。

(3) また、わが国でも、畜産団体により、先生たちが酪農家を訪問し、子供たちに教えるための研修を行っているが、こうした動きが全国的に展開されて欲しいものである。

11 学校給食における地産地消

ガイドライン 11

* 学校給食に地元農家の生産物を供給するためには、調理師たちに働きかけをすることが必要である。

また、地元農家も、品揃えや衛生管理に真剣に取り組む姿勢が必要とされるので、そうした指導も行っていく必要がある。

(説明)

子供たちに農業を理解して貰うためには、学校給食に地元農家の生産物を供給することが非常に効果的である。このことについて北陸地域、中国地域で開催した意見交換会では、納入業者に既得権があって地元農家がなかなか供給できないといった壁もあるものの、「調理師が面倒がってその気になってくれない」、あるいは「生産者に、品揃えや衛生管理に真剣に取り組む覚悟がない」といった難点が指摘された。

最近では、食べ物の価格の高騰に伴い、新鮮さだけでなく、安価に調達できる地元農家の生産物に関心が高まっており、学校給食における地産地消を推進するチャンスでもあるので、調理師への働きかけ、地元農家の取組み姿勢の意識改革等、上記の指摘事項を克服する努力が期待される。

第2部 海外調査結果

第1章 英国調査結果

I 英国の農村地域開発プログラムに見る持続的な農畜産業の推進

英国における持続的な農畜産業の推進状況について、平成19年6月、英国・環境食料農村地域省（Department for Environment, Food and Rural Affairs : DEFRA）を訪問し、EUによるLeaderを基とした農村地域開発プログラムに的を絞って調査を行った。

第1節 概説

1 EU理事会規則の農村地域開発政策

（農村開発政策の4つの軸）

（1）EUの理事会規則では、これまで農村開発政策を構成する3つの軸（Axis）である、

第1軸：農林業の競争力の改善

第2軸：環境の改善及び土地管理の援助

第3軸：生活の質の改善及び経済活動多様化の奨励のための事業

とは別に、2005年の新農村地域開発政策において、2007年から2013年までを対象期間として

第4軸：Local Action Groupsを主体とする地域ベースの参加型総合開発戦略アプローチであるLeaderの実施

を行うとし、EU資金の5パーセント以上をLeader軸として支出しなければならないとしている。（Leader approach）

（Leaderとは）

（2）Leaderとは、仏語のLiaison Entre Actions de Developpement de l'Economie Ruraleの略語であり、「農村経済（rural economy）の発展のための活動（action）間の結びつき」という意味である。

(Leader approach)

(3) 2000～2006年においては、この活動を Leader+として、EU から資金が支出されていた。Leader approach では、第1軸から第3軸までを Leader と結び付け、その開発計画に基づいてのみ農村地域開発プログラム (Rural Development Programme, RDP) の一定部分を実施できることとなった。

なお、農村地域開発戦略は、文字どおり地域全体としての開発を対象としており、農林分野の開発だけを対象としたものではない。

(パートナーシップの構築)

(4) Leader approach では、地域において、官と民のパートナーシップである Local Action Groups(LAG)を形成し、その地域をどのように開発すべきかの戦略を決め、開発計画を作成しなければならない。LAG は、官と民のパートナーとして、地域におけるさまざまな社会経済部門の既存の地域利害関係団体の代表によって構成され、その意思決定レベルにおいては、民間のパートナーが 50 パーセント以上を構成しなければならない。

2 新農村地域開発規則－戦略的アプローチ

(3つの政策目的)

(1) 理事会規則で記述された、EU の新農村開発政策は、「継続と変化」によって性格づけられる。その政策は、加盟国が選択でき、総合的な農村地域開発プログラムの脈絡において EU の資金援助を受けることのできる手段のメニューを提供し続けている。その政策は、農村地域の戦略的意味内容及び持続可能な開発を育成することにより、これらのプログラムを開発する方法を変更している。その目的のため、将来の農村開発政策は、次の3つの共通合意が得られる核となる政策目的に焦点を当てている。

- ① 農業及び林業の競争力を改善すること
- ② 土地の管理を支持すること及び環境を改善すること
- ③ 生活の質を改善すること及び経済活動の多様化を奨励すること

(戦略的アプローチ)

(2) 1つの主題の軸 (axis) は、農村開発プログラムにおけるそれぞれの核となる目的に対応する。3つの主題の軸は、専ら Leader approach (Leader 軸) となる「方法論的な」軸により補完されている。それぞれの軸についての最小限の資金提供は、プログラムに一定の全体的均衡を確保するために必要とされる (第1軸には 10%、第2軸には 25%、第3軸には 10%及び Leader 軸には 5%－新加盟国には 2.5%)。

(3) このアプローチは、3つの政策軸についての EU 共通合意の優先事項に焦点を当てるために農村地域開発への EU の協調資金融通を認め、一方で、加盟国及び地域レベルにおいて、部門次元（農業再構成）及び地域的次元（土地管理及び農村地域の社会、経済開発）の間のバランスをとるための十分な柔軟性もある。



3 農村地域開発についての EU 戦略ガイドライン

(戦略的アプローチ)

(1) 将来の農村地域開発政策への基礎は、EU の農村地域開発への優先事項を定義する戦略的アプローチである。2006年2月、EU 理事会は、農村地域開発についての EU 戦略的ガイドラインを採択した。これは、それによって加盟国が農村地域開発に関する国別戦略計画を作成する、6つの EU 戦略ガイドラインを基礎とする枠組を提供している。

それらは次のことの一助となる。

- ① 農村開発を支持する EU 資金の使用が EU レベルで付加される最大の価値を創造する分野を識別すること
- ② 主要な EU 優先事項とつながりを持つこと
- ③ 他の EU 政策、特に結束及び環境との一貫性を確保すること
- ④ 市場指向の新 CAP の実施及び新旧加盟国にある再構成の必要性に付き従うこと

(資金の割合)

(2) 均衡のとれた戦略を確保するために各主題軸への最小限の資金提供が必要となる。第1、2及び3軸へのそれぞれ10%、25%及び10%の提案された最小限の資金提供割合は、各プログラムが、少なくとも3つの主要な政策目的を反映することを確実にするためのセーフガードであるが、その割合は、加盟国又は地域が、その状況及び必要性を機能させたい政策軸を強調するために、柔軟性の高い余裕（EU資金提供の55%）を持たせるのに十分低いものとしている。Leader軸については、各プログラムに対するEUの資金提供の最低5%が留保される。Leaderの歳出は、3政策軸への勘定とされる。

第2節 イングランドにおける農村地域開発プログラム

1 イングランドにおける農村地域開発プログラム・概要

(農村地域開発プログラムの予算額)

(1) イングランドにおいて2007年から2013年まで実施される農村地域開発プログラム(RDP)は、総額39億ポンド(約9,700億円)の予算であり、その80パーセントが上記の第2軸の事業として支出される。英国では、この第2軸の事業は、Leader approachの対象ではない。

(環境管理計画の3段階のレベル)

(2) そのうちの大部分は、環境管理計画(Environmental Stewardship Scheme ; ES)という環境と調和した農業を推進する事業に支出される。環境管理計画は、入門レベル(Entry Level)、有機入門レベル(Organic Entry Level)、高度レベル(Higher Level)の3段階に分かれている。

① 入門レベル

入門レベルは、普通の農用地が対象となる計画であり、農業者が、環境と調和した標準的な管理方法を選んで実施すれば、1ha当たり年間30ポンドが支払われる。

② 有機入門レベル

有機入門レベルは、有機農業の環境への便益を確保することを狙いとしており、農業者の有機農法への転換を支援する。1ha当たり年間60ポンドが支払われる。

③ 高度レベル

高度レベルは、より費用のかかる特別な管理方法が要求され、その管理方法は、土地条件により、年を経るごとに変わる。農業環境計画に従って管理方法を策定しなければならず、その方法は、個別に審査され、実施後はモニターされる。支払額は、管理方法等により異なる。

(3) イングランドの農業者は、既に28,000を超える入門レベルの協定を結んでおり、環境の便益のために管理される農用地は、イングランド全体の920万haのうち400万ha以上となっている。

2 農村地域開発プログラム 2007-2013

(1) 農村地域開発プログラムは、イングランドにおける EU 農村地域開発規則 (RDR) の実施である。

プログラムの狙いは、農村地域の環境の保護及び強化、農業部門の競争力の向上、並びに、競争力があり持続可能な事業及び繁栄する農村地域共同体の育成である。

農村地域開発規則は、イングランドにおけるプログラムがその中で運営されなければならない枠組みを設定している。規則における枠組みは、次の3つの「軸」(又は目的)を中心に構築されている。

- ア 農林部門の競争力の向上
- イ 環境及びカントリーサイドの改善
- ウ 農村地域における質の高い生活及び農村地域経済の多様化

(2) イングランドの 2007-2013 農村地域開発プログラムに対して、総額 39 億ポンドの予算が充てられる。

その予算のおおよそ 80%が第2軸に支出されることになり、その大部分は、環境管理責任計画 (Environmental Stewardship Scheme) を通じて執行され、そのうち環境管理責任農業環境計画 (Environmental Stewardship Agri-environment Scheme) は、

- ① イングランドにおいて、その土地に効果的な環境管理を提供する農業者及びその他の土地管理者に対して資金を供給する。
- ② イングランドにおけるすべての土地管理者に対して入門レベル (Entry Level, ELS) で受け入れている。
- ③ 計画の高度レベル (higher level, HLS) は、競争的で対象が限られており、高い優先順位の立地条件及び地域における重要な環境的利益を提供している。
- ④ 農業者は、28,000 を超える ELS 協定に署名しており、イングランドの農地総面積 920 万ヘクタールのうち 400 万ヘクタールを超える農地が環境の利益のために管理されるよう導いている。
- ⑤ 2007 年のレビューは、気候変動に関する既存の計画及びそれ以上のことを行う可能性におけるバリューフォーマネーの改善を注視する予定である。

第3節 農村地域開発プログラムにおける持続的農畜産業の推進

(DEFRA 調査結果)

(1) 第2軸の事業として実施される丘陵農地不足払い (Hill Farm Allowance) は条件不利地域を対象にしているが、第2軸の対象は条件不利地域だけではない。もちろん第1、第3軸も条件不利地域だけを対象にしているのではない。

(2) 丘陵農地不足払いや条件不利地域の課題については、次のとおりである。

まず、丘陵農地不足払い自体がこれから変わっていくことになる。これは、今までは条件不利地域にいる農家であればもらうことのできた補助金であった。英国では、公共のお金は公共のために使われるべきであるという考え方が強く、このような補助金制度に反対する声も多くある。

2010年に、多分これは環境管理責任計画の一部になり、丘陵農地エントリーレベルというような呼ばれ方になるのかもしれないが、そういった形でなんらかの環境管理をしていなければ資金が出されないようになると思われる。丘陵農地不足払いはもう50年も続いている古いもので、今は古いものから新しいものへの移行はやむをえない。

(3) そのような地域を、ほかの条件不利地域ではないところと公平に扱おうということで、公平というところがちょっと語弊があるかもしれない。その地域の条件が不利であることは認めるので、条件が不利であることを理解した上で公平に扱うということである。

そのような地域としては、農業を続けていくには厳しいという不利な点を持つ場所も、また有利な場所もあるので、それを理解した上で公平さを求めていく。あくまでも公共のお金は公共のために使われなければいけないという理念がこの基本になっており、条件不利地域、特に丘陵地帯で放牧をしているというようなものは環境にいいと理解されているということである。公共のお金は公共のために使うという観念を基にしているが、厳しい条件があるということも認識して取り組んでいくということである。

(4) 環境管理責任計画にはオプションメニューというのがあって、それぞれの条件によってそのオプションを選び、それによって点数が加算される。その点数に応じて資金が出されるが、丘陵農地不足払いとなると条件が違ってくるので、そのオプション内容も点数も変わってくるだろう。そういった形で調整がされるはずである。

(5) 農村地域開発プログラムとして実施されている農村地域起業計画、加工及び市場開拓奨励金、職業訓練計画並びにエネルギー作物計画の4事業については、2006年6月に

新規事業が締め切られてはいるが、この4事業が確実になくなったわけではなく、最初の3点は今の第1、第3軸に結びつくものである。必ずしもなくなったわけではない。

(6) 2005年に、ハスキンス卿による“Haskin’ Report”という提言がなされた。これは、この仕組み自体は非常にいいものであるがもっと改善する部分があるのではないかというものであった。つまり、これは地域性を出すというような仕組みではなかった。たくさんのトレーニングや支援が行われていたが、それがひとつずつ独立してお互いに結びついていなかった。1人1人を助けるということは非常によくできていたが、同じようなことをやっているグループを支援するような形にはなっていなかった。

例を挙げると、店を開きたいとか、民宿をやりたいという人を支援することはやっていたが、1人の個人が対象にされていた。それを、10人を対象にトレーニングコースを行えば10人を支援することができる。商品の販売にしても、1戸の農家ではなく10戸の農家の商品を売れば10戸の農家がそこにかかわってくる。この仕組み自体は悪くなかったが、そのやり方を変えるべきであるという提言だったのである。

(7) 地域制度化していこうということで、この提言を受けて、今回、第1、第3軸にこの3事業を当てはめ、第2軸にエネルギー作物計画が入ってきた。

これらの計画に対する新しい申請が締め切られたということは、今までは全国レベルの仕組みだったものをそれぞれの地域レベルのものに変えようという考えが基になっている。“Haskins’ Report”に沿ったものにするため、第1、第3軸を農村地域開発庁(Rural Development Agency : RDA)に任せ、地域性を出すようにしようという考えである。

全国で8つの農村地域開発庁があり、イングランドの南西部と北東部ではぜんぜん違うものとする必要がある。”Haskins’ Report”では地域によって経済や産業の格差があることも指摘されたが、予算を戦略的に使うことによって地域全体を活性化させることが必要である。

(8) 最終的に、地域の経済を良くしていかなければならないので、1つの計画に対してお金を出していたという今までの方法ではなくて、地域全体を見すえてやっっていこうということになった。今まではひとつの財源からお金が出されていたが、これからは複数の財源から集められた資金を農村地域開発庁がうまく活用することになる。

そしてこれらの計画が、Local Action Groupsの手法で実施される。第1軸及び第3軸については、その5%はLeader approachに使わなければいけないというEUの規則があり、農村地域開発庁はこれに対して、1つは直接実際に地域のビジネス、農業や農村におけるその他の活動のためにLeaderとは関係なく、人々との直接的なかかわりを持って取り組みを行う。そしてもう1つはLeaderを通して行う活動である。

(9) **Leader** というのは、ボトムアップ方式で地域の人たちを選ぶもので、彼らが決めたプロジェクトに対して予算を出していかなければならない。農村地域開発庁はあくまでも政府の機関であるから、**Local Action Group** にはなれないが、今後の活動の中心となる **Local Action Group** を選定し、その人たちの活動をモニターしていくことはできる。

金額的にそれを考えると、第1軸及び第3軸では10%はここに入っているけれども、その半分の5%は **Leader approach** に予算を使わなければいけない。これは地域の戦略に沿ってやっていかなければならないが、第1軸及び第3軸の資金をどのように組み合わせさせて使っていくかということは **RDA** が決めなければならない。**Leader** は環境問題、社会問題及び経済問題に対応していくべきものであるので、その **Leader** の選定に関しては、**RDA** だけではなく、**Natural England** も、森林委員会も参加する。

(10) 農業に関していえば、環境を守るということ以外に公共の目的というのはほとんどないとの認識というわけではなく、必ずしも環境だけではない。第1軸及び第3軸は環境だけを対象にしているわけではないが、環境にマイナスになることは避けなければならない。第1軸では、競争できる農業を目指していくということであって、例えば、供給チェーンの強化やエネルギー作物などに関する事項がここに入る。

第2軸でも、環境面及びエネルギー作物が含まれているが、それをどのような形で販売するかを第1軸で見していかなければならない。ただ作るだけでは意味がないので、それをいかにビジネスに結び付けていくかというのは第1軸にかかわってくる。

(11) 環境のためにエネルギー作物を作ろう、ということについても第1軸の方ではそのビジネス的な部分を見て、例えば地域の食品を1人だけでなく生産者団体のようなものを通してブランド化していくことによって市場に出していこうとか、栄養の管理、廃棄物をうまく農業に生かしていけないだろうかとか、いろいろな取組み方がある。環境に関連したものも多くあるだろうが、環境に関係ない部分もある。

(12) 市場の失敗が起こると政府が介入できるが、今まで競争できなかった理由のひとつは、農業者が個人で動いていたからである。農業者同士が協力をして、もっと競争できる農業を作ってほしいのである。環境に重点は置いているが、環境以外にもいろいろな目的がある。

(13) 環境に配慮した農畜産業の推進ということで、作物の差別化を図るという収益性の高い農業を目指しているが、それだけではなくて、例えば、地域性のある商品を生産していこうということもあると思う。持続性のある観光業の計画のようなものに、農業者たちもどんどん参加できると思うので、こういったところで商品の差別化のようなものを作って付加価値を付けていくということは重要である。

第4節 条件不利地域において農畜産業が目指している方向

(Natural England 調査結果)

(注) Natural England は、非省公共団体で、DEFRA の事業の執行機関の一つである。

(1) 補助金が生産的なものから環境的なものへ移行しており、条件不利地域に関しては政策の中でもたくさんの項目に分けられている。

(2) これまでの例を見てみると、生産のための補助金政策は、過剰在庫につながってしまっていた。家畜の量も増やし、自分たちが持続的に行える以上のものを扱うような形の農業になってしまっていた。それは長い目で見ると大きな被害につながるものであったが、政策的な手順の中では、それが見えにくかったのである。

2000 年の CAP 改革でようやくこれが問題として取り上げられ、条件不利地域の問題に変わった。昔は、補助金の政策が、たくさん作ればいいというものだったので、在庫も多かったし、過放牧もあった。そういう問題があったために、それを解決しようとなったら逆に今度はいっさい放牧が行われなくなる。このような状況は国によって違うが、英国というのはもともと酪農の国だから酪農に困った条件になっていく。

(3) ヨーロッパの大陸の国では、土地を完全に放棄して農業者がいなくなるというケースがあり、政策的には、土地を放棄するというのは良くないことと見られ、客観的には許しがたい行動であると認識されているが、野生動物に関しては必ずしも悪いとは言えず、便益になる可能性もある。

英国はこの 10 年間、農業不況にあると言われているが、土地の価格は実は下がっていない。というのは、土地の価格と農業収益は切り離されており、土地の価格が上がっているのに、逆に土地を捨てて逃げる農業者はいない。

(4) 条件不利地域に何がいいかということの答をひとつに絞ることはできない。

自発的な(voluntary)団体などの動きは環境保護に向けられており、自然をそのまま残して、人的な影響をもたらさないようにしよう、他のヨーロッパ諸国のように農業をやめて、もっと土地を放棄する方が良いというのが彼らの考えである。そのかわりに観光業に力を入れて、それを収入源にすべきだという人もいる。

条件不利地域でどのような農業を続けるかについての Natural England の方針は、まだ不完全であるが、1つだけ決まっているのは、今までやってきたことは将来やってはいけないということである。

(5) この国で条件不利地域といわれるものの部分のほとんどがアップランド（高地）で、非常に複雑な条件を持ち合わせている。一番の収入源となるのは野生動物の狩猟であり、特定の鳥や鹿を撃つために多くの人々がお金を払ってアップランドに入る。しかし、その数を制限するなどして、生態系のバランスを保つための努力をすることも必要である。一番の経済的な収入になっているものを管理する、土地の人たちにそのような意識を持ってもらうことがまず1つの方法ではないだろうか。

(6) アップランドでは、植物が枯れても腐食しないのでそこに湿気がたまって泥炭地ができ、炭素がたまる。それが空気中に放たれてしまわないようにしなければならない。炭素は気候の変動にも影響を与えるし、これを抑えるための方策を打ち出すことは政府の課題でもある。

川の源泉はアップランドにある。その源泉になる部分の土地をきちんと管理しなければ水があふれて流れ出ると洪水になるし、源泉が干上がってしまえば下流に水が流れてくることもなくなってしまう。そういった自然によって生じる影響も多くあるが、この地域をどうやって発展させるかを考えていく上でまず言えることは、今までやってきたことは繰り返してはいけないということである。

(7) だからといって、農業はだめかということではない。どうも、環境管理責任計画（**Environmental Stewardship**）のことを誤解している人が多いようで、これは条件不利地域のためにあるものではなくて、むしろ条件のいい地域の人たちに適用される場合がある。なぜならば、条件のいい地域は、営利的になりすぎて、野生動物や自然が破壊されていく可能性があるわけだから、環境の管理が必要になる。必ずしも環境管理責任計画というのは条件不利地域のためにあるものではない。それがまず誤解されているところがある。

(8) ローランド（低地）の方では、今までどおり生産を保持することができるが、営利主義になり過ぎているので、野生の状態を破壊してはいけないという取決めが必要である。ローランドにおける今までの政策というのは、日常のものを作っていればいい、という計画であったが、これからはそうはいかない。

条件のいい地域では今までのようにしていれば生き残れるかもしれないが、条件不利地域はそういうわけにはいかない。そこで農業をやりたいのであれば、何か違った農業以外の収入方法も考えるべきである。例えば、観光業を行ったり、商品に付加価値を付けたりするということが必要だろう。今までのように作るだけでなく、そこに加工を試みたりして高い収入を得るようにする、又は品質などに地域性をもっと出してそれを売り込むというやり方があると思う。**Leader**には市場の部分で手伝ってもらえると思っている。

(9) 英国が、農業に関して第2次大戦後60年続いた伝統をこわして新しいものを始めるにあたって、農業者の頑固さというものはとても大きな問題である。自分たちは世界で最も歴史ある農家だと伝統を誇る人々が、政府にまかせて農業を行う、それが理解できない人たちにとってはカルチャーショックである。

(10) Natural England の人たちは生産者の人たちと話し合うわけであるが、Local Action Group・Chalk and Cheese は、この生産者たちにそういった発展をさせるためにどういったトレーニングが必要なのか、どういった形でビジネスというものを理解してもらうか、どういった多角経営の方法があるか、ということを考える。それ以外にも、奥さんや子供が幸せでなければならぬという社会的な面も必要である。その他、地域共同体の中で農業というものがどういったものであるか、農業が持つ目的及び立場というものを伝えなければならない。そういったことを Leader の方で協力していく。

(11) Leader+の時の活動としては、結局農家の人たちと関わるというよりは、地域の動きだけだった。やってきたものとしては、環境ブランド化計画という形で、自然美観地域 (Area of Outstanding Natural Beauty) という団体と一緒にになって、地域性を出した、地域の環境を反映したブランド性を出した商品を作っている。

環境にやさしい農業ということで、環境ブランドの形で地域性を出すことによって、それに対する認証をして、価格が得られるような計画 (scheme) を行ってきた。その認証の方法は、取引規格団体が、その地域だけで作られているかなどをまず調べ、自然美観地域チームが認証するというものである。

(12) Leader+ のときは予算も別だったので、他のところと一緒に何かしなければいけないという必要性はなかった。これからはパートナー団体と一緒にいろいろなことをやっていく。予算においても、部分だけではなく、全体とのつながりがあるため、より密接に他の団体と活動ができるようになるので、もっと創造性豊かな絆ができてくる。

(13) 今までは、農業不況であったので、小規模、中規模の農家が生き残るために、Natural England にお金をもらいに来る。そのかわりあなたの言うとおりにやります、という状況であった。ここ1年、農産物の価格が上がっているので、農業者たちは絶対認めはしないが、明らかに不況から脱出している。そうなってくると、もちろんお金は必要だが、それに伴う条件というものも必要になってくる。このため、お金に付随してくるものがあまり良くないと農業者たちから拒否されてしまう。

(14) 各農業組合や団体が農業者に対して、まず農業を収益の高いものにしよう、そうしたら環境の面倒をみてあげよう、ということがある。Natural England としては「おま

えたちのやりかたは信用できない」とはっきり言うことはできないが、この2つの要素を組み合わせ「環境の保全を行いながら収益を高めよう」という提案をし、一緒に発展していこう、というような言い方をする。さっき話したような環境ブランドの仕組みもその1つであるが、自然にやさしい生産技術に戻らないといけないので、有機栽培を中心としていこうとしている。有機栽培は消費者からも求められているものであり、ヨーロッパや北米の例を見ても野生生物に対しても良い影響をもたらすという結果が出ている。

II 英国の理解醸成策

第1節 DEFRAにおける消費者とのコミュニケーション

(1) 消費者とのコミュニケーションについては、あまりやっていない。もともと英国・環境食料農村地域省（Department for Environment, Food and Rural Affairs : DEFRA）は、農漁林業省（MAFF）の時代から、基本的に農業者たちとのコミュニケーションを重視しており、いかに動植物の病気を防止するかなどの情報を農業者に伝えるかということが重要と考えていたので、農業に関する事柄を消費者に伝えるということはあまりやってこなかった。

(2) 農業者以外の人たちとのコミュニケーションについて、行っていることは次のとおりである。

最近、特に裕福な家庭に多いぜいたくな流行として、豚や鶏をペットとして飼うことがトレンドィーになっている。英国の著名なシェフであるゴードン・ラムジーとかジェイミー・オリバーがやっているというので、そのライフスタイルを真似る人が出てきた。その人たちは一般消費者で、田舎の別荘で飼っている人もいれば、ロンドンの中心地で飼っている人もいる。こういう人たちの多くはインターネットでペットを買っており、取扱店に申し込めば2日後には玄関口に鶏が届くようである。しかし、特に鳥などの場合には鳥インフルエンザの問題があるので、そういった消費者グループの人たちに、どのように飼ったらいいかなどの情報を流す必要がある。そういう人たちへのコミュニケーションが新しいターゲットになっている。

そこで、そのような人たちに合ったプレス・プログラムを組んでいろいろなことを行っており、例えば、高級生活雑誌である“Country Living”や“Home and Gardens”、ファッション誌の“Elle”が出しているインテリア雑誌などにいろいろな情報を掲載したり、ラジオショーを利用したりしている。残念ながらラジオで広告を流すことはできなかったが、インタビューという形で DEFRA の幹部職員がラジオ番組に出演して、鳥インフルエンザについての情報や鳥の扱い方などについて話をした。ここで対象になったのは、ホビイストと呼ばれる、趣味として家畜を飼う、いわば一風変わった趣味を持つ人たちである。

(3) もう1つのターゲットは観光客である。

例えば、都会の人間が田舎に行く場合、町の中心にビレッジセンターがあって、そのすぐ隣に家畜市場が位置していることもあり、観光客が見に来る。この観光客たちはビ

一チサンダルのようなものを履いてやって来る。ブーツを消毒するためのマットも当然置かれているが、彼らはそこをよけて通っているのである。つまり、完全にバイオセキュリティを無視している。

こういう人たちに対して、例えば、“Enjoy England”とか“Tourist Board”といった、地域単位の観光局を使って、「旅行に来てもいいよ、遊びに来てもいい、農家を訪問してもいいし、家畜市場に来てもいいけれども、お願いだからルールは守ってくださいね、なぜならばこれはあくまでもビジネスなのだから」というメッセージを伝えてもらう。これがもう1つのグループである。

(4) 農業が何であるかを教育するというような形ではこちらでは何も行っていない。食品がどこから来ているかというような教育は、この10月から始められるものが1つある。子供たちは、例えば、ビーフは牛の肉であるという結び付けができないので、そういったことを教育していこうというものは行っている。

食べ物がどこから、どういう形でできているかという教育、そういう形で知識を与えていくということができるが、EUに所属している以上、残念ながら英国産のものだけを食べろというようなことを表だっては言えない。

英国の農業、カントリーサイドの状態について宣伝するようなことは、実施するとすれば全国農業者連盟 (National Farmers' Union : NFU) といった農業者団体である。DEFRA では、食物教育 (food education) はできるが、そのようなことはできない。

第2節 Natural Englandにおける消費者等への農業教育

(1) EUからの助成を受けていた Natural England の前身団体では、一般的な教育というか、農業や環境に対する教育はよいが、商品の宣伝につながるメッセージを送ることは EU の法律によって禁止されていたので、今までは研究結果を民間部門に提供してその情報を使っていろいろな宣伝活動をしてもらうというやり方をしていた。

新しく Natural England になった後、幹部役員は、もっと自分たちが直接的に係わることのできる宣伝活動、例えば、一般消費者に対してどのようなメッセージをどういうふうに伝えていくか、どのようなメッセージをまず伝えればいいのか、どのような形で伝えるか、方法は何か、などを行うことができるかどうか思案中である。

もう1つは、同じような活動をしている一般の団体もあるので、その人たちと競争したり、競合するような形だと問題になるので、そういうふうにならないようにどのようにメッセージを伝えるか、について、今検討中である。

(2) Local Action Group・Chalk and Cheese は、全国的な団体である Natural England と違って、地域団体であり、ここには観光市場があるので、これから観光市場に目を向けて、地域の商品を売る店をオープンしようとしている。

当然、それは商品売るだけではなくて、その商品がどのような地域、どのような土地のもので、どのように作られているかということを紹介する機会にもなるし、そういった形で観光客である消費者に対してメッセージを伝えていけるいい機会であるにとらえている。

第2章 ドイツ調査結果

I ドイツの条件不利地域の農業振興

ドイツにおける条件不利地域の農業振興策について、連邦・食料農業消費者保護省（Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz ; BMELV）において農業振興のための戦略を担当する第 511 課課長・Ulrich Neubauer 博士、バイエルン州農林省の条件不利地域対策の担当者 Gisela Hammerschmid 氏、Stephan Wiediger 氏、Anton Feil 氏を訪問し、調査を行った。

第1節 概況

（条件不利地域対策の位置づけ）

（1）EUの目的は、世界的な観点から見てEU地区の経済力を強化し、高めていく、というところにある。ここで、経済力を強化するというのは、巨大都市の都市部だけを考えているわけではなく、農村部も対象になっている。

そうした目的、目標を達成するために、EUが実施している助成プログラムの一つが農村部の助成プログラムで、現在、2007年から2013年を対象期間として、新たに条件不利地域を中心とする農村地域開発政策への取組みが始まっている。

（条件不利地域のリスト）

（2）EU事務局には、ヨーロッパの条件不利地域のリストがあつて、どこが条件不利地域であるかを自治体レベルで把握し、不利な地域に対して支援している。条件不利地域である条件は、基本的には自然の条件を基準にしているが、例えば土壌の質や水質などが基準の中に取り込まれている場合もある。

ドイツでは、国土の約 55%が条件不利な地域として明記されている。

（条件不利地域への農業支援）

（3）BMELVでは、条件不利地域への農業支援にあたり、EUの農業改革の方向に沿った形で実施していこうとしている。

EUの農業政策は、過去においては、農業生産に焦点を当てていたが、6～7年前から農村地域に焦点を当てるといふ方向になってきており、条件が不利な地域の農業に対する1ha当たり支援額は、条件が不利ではない地域の農家の収入に相当する額と同等の収入額になるように支援する、という形に変わってきてつあつて、2013年までに、そうした支援方式にしようとしている。

したがって、この農業生産への支援という最初の柱に対する助成は、最近、額的に増えてはいないが、それとは別に、二つ目の柱である農村地域の振興という形の支援については、徐々に額的には増えてきている。しかしながら、なお、一つ目の柱である農業への支援は、二つ目の農村地域への支援額に比べて、5倍ぐらいの金額である。

(ドイツの条件不利地域が抱えている問題)

(4) ドイツの条件不利地域が抱えている問題として、次の3点がある。

- ① 農業の担い手の3分の1に後継者がいない。
- ② 旧東ドイツの地域では、大規模農業が有限会社や社団法人の形をとって営まれているが、この大規模農業企業体のマネージャーの後継者がいない。
- ③ 条件不利地域において、例えば鉄道網や郵便局などを廃止するといった問題が起きており、地域の基礎的なインフラを維持していくことが非常に大変になっている。

(インフラ維持問題)

(5) 農村地域のインフラを維持していくことが非常に大変だということが、現在、ドイツの条件不利地域が抱えている一番大きな問題である。

例えば、鉄道網や郵便局などを廃止するといったような問題が、特に東部ドイツで多く起きており、そうするとさらに人がいなくなる、という堂々巡りに陥ってしまう。BMELVの調査によると、ドイツの農村において、若い女性がいなくなって、年をとった人達が農村に残っているということがあり、また、あまりフレキシブルでない若者、政治的にも非常に不穏分子となっている民族主義の人達が農村に多く残っていて、場合によっては問題となりつつある。

(条件不利地域の農業に対する支援策の考え方)

(6) BMELVの条件不利地域の農業支援策は、条件不利地域だから特別の措置や事業を講じるということではなく、農業を全体として支援し、その中で条件不利な地域にはプレミアムを付けるということであるが、現在は、あくまで農業従事者が対象である。

当然のことながら、こういうインセンティブの供与を受けるためには特定の要件はある。例えば、農業事業者が何かをするときには、オフィシャルな通常登記がされている会社を使わなければならないとか、不法労働者などは使ってはならないというような要件があり、また、財政的支援を受けるにあたってはインボイス(契約の条件を正當に履行していることを証明する書類)が厳密にチェックされる。

要するに、裕福な非常に所得の高い農業事業者は支援の対象にならないのであるが、実際にはそういう農業事業者はあまりいないので、現実にはほとんどの農業事業者が支援の対象になっている。

(7) ドイツでは、かなり昔から、農村開発、農村振興のプログラムを併行して続けてきている。しかし、過去 10～15 年の間にはっきりとしてきたことは、小さいレベルでやっていたのでは、事業実施当初はいいかもしれないが、中長期的には、過疎問題といったような大きな問題の解決にはつながらない、ということである。

そのような経験を基に、周辺地域と一体となり、規模を大きくして取り組む「総合型」の事業展開が行われるようになってきている。

(連邦政府と州政府の共管のファイナンス)

(8) ドイツが連邦制をとっているということで、いろいろなメリットもあるが、デメリットもある。例えば、地域開発に関してドイツでは、連邦政府ではなく、州政府が全部所管し、発言権を持っているだけでなく、条件不利な地域に対するファイナンスに関しても所管していることは、むしろデメリットである。

近年、それを何とか回避しようということで、連邦政府と州政府の共管のファイナンスというものが出てきた。例えば、家畜用建物の支援策を例にとると、この支援事業の他に村を美しくするための助成金や支援といった事業もあるので、連邦政府と州政府が協議して、条件不利地域を支援をする全ての事業をとりまとめ、1年後の支援額を決議して、連邦政府は60%、各州政府は残りの40%を負担する、ということになった。

(支援格差の阻止)

(9) 条件不利地域に対する支援策に関しては、州ごとにいろいろと違いがあるが、全体の支援の枠は、連邦政府と州政府が一緒に決めている。

現在、留意していることは、州ごとの助成策における競争は避けようとしていることである。例えば、裕福な州であるバイエルン州は農業に支援をたくさんするけれども、さほどでもないニーダーザクセン州はそうではない、というようなことを避けよう、阻止しようとしている。

(支援例1；家畜小屋の建設の場合)

(10) ドイツでは、農家が家畜小屋を建設するときに支援金が出るが、投資を推進していきけるような状況を作るため、不利な地域に指定されているところであれば、このような国家的助成金も少し高めに出されるようになっている。

また農業関係においては、農業環境保護政策分野においても促進プログラムが供与され、ドイツ全土でいろいろなインセンティブが出ている。ドイツ中部山岳地域というのは比較的条件がいいところなのであるが、こういうところは非常に有利な条件で、支援策に参加することができる。

通常、家畜小屋への支援は、新設の小屋でさらに生産性を高めるということに対して助成金が供与されるが、その場合の新設の立地拠点も、本来であれば環境に対する要求

事項をすべて満たしておかなければならない。なお支援は、新設の家畜小屋だけでなく、既存の家畜小屋を改修する場合も含まれている。

(11) 家畜小屋の建築に関する法改正が議会で討議されており、何頭以上収容できる容量の家畜小屋に対して、環境監査ないし評価を行わなければならないこととするか、について議論されている。おおむね、次のようになりつつある。

- ① 小規模な家畜小屋にはインセンティブは供与されない、すなわち支援されない。
- ② 中規模な家畜小屋の農家には、一応インセンティブ、すなわち支援が行われるが、そのための検査その他は行われない。
- ③ 650 頭以上の牛がいるような大規模な家畜小屋については、認可を得るために非常に複雑な検査、環境影響評価が行われる。例えば、森までの距離はどれくらいあるべきか、アンモニアのエミッションがどのくらい出るのか等で、もしアンモニアが基準以上に出るようであれば、それを抑えるための特殊な機械を設置しなくてはならないが、そういった特殊な装置も支援を受ける。

(支援例 2 ; 高齢者向け宿泊施設)

(12) ドイツでも最近流行になってきているグリーンツーリズム、農村への観光、観光としての農村化とか、そういう事業への支援プログラムが出てきており、農家が農家の一部を旅行者、例えば家族旅行のために提供する、宿泊機会を設ける、といったような場合、そのための改造の費用が支援の対象となっている。

こうした支援の一環として、現在ドイツでも非常に高齢化社会が進んでいるので、高齢者が多く宿泊できるような施設についての支援を進めて行くことが検討されている。まだ構想の一環であるので実現してはいないが、高齢者には介護も必要であるので、介護の可能性のある施設の支援ということも視野に入ってきている。

(支援例 3 ; 農村地域の農家以外の人たちに対する支援)

(13) 理髪店とか、鍛冶屋とか、そういう人達が農村地域に所在していた場合、そういう人達も支援の対象にならないかという議論が行われている。特にいろいろな農業関連団体のたくさんのロビイストは、農業に対する財政支援を農業に隣接しているような部門にも及ぼすべきではないかという議論を出している。要するに、農村地域という概念でいくと、そこにある農業だけではなくて、それに付属するような職業等もその対象ではないかという議論である。したがって、BMELV では、今、傾向として、その地域全体に対する支援という形に移行しようと考えているところである。

(担い手確保策)

(14) 担い手の確保については、次のような対策を講じている。

① いろいろな農業教育の実施

② 農業志望者を募集するネットシステムの立ち上げ

まず、後継者を持っていない農家をインターネットのポータルサイトに入れ、例えばある程度経験がある学生とか、農家の長男ではなくて、二男とか、三男とか、そこに従事しようとする人達を結びつけようとするものである。非常に良好な農家でも後継者がいないという問題を背景に、必要に迫られて作った対策である。しかし、簡単なコンピューターシステムではなく、ある程度専門家がアドバイスしながら、運営されている。

③ 農地の賃貸

ドイツの土地の譲渡価格は高いレベルにあって、それを手放す、売却する人は非常に少ないが、用益賃貸という形で貸す人はいるので、通常は、後継者を持っていない農業事業者が農地をこれから農業をやろうとする人たちに賃貸する。

④ 社会保障の充実

ドイツには、独自の農業事業者の年金システムというものがあり、これも対策の一環である。それぞれの農業事業者が掛け金を負担し、それを国の年金という形で支払うが、通常の年金よりもずっと額が多く、農業事業者にとっては魅力的なものになっている。

年金だけでなく、独自の農業事業者用の健康保険もあるし、農業用事故保険もある。

このため、毎年、BMELVの予算の70%がこれらの社会保障費に充当されている。

(コンサルタントの活用)

(15) 条件不利地域におけるいろいろな事業の計画や実施にあたっては、国や民間のコンサルタントがアドバイスを行っている。有料であるが、最新の情報や技術の裏づけのあるアドバイスを受けられるので、有益であり、積極的にコンサルタントを活用するような営農が期待されている。

第2節 バイエルン州の条件不利地域振興政策

条件不利地域の農業振興策について、事業を直接実施するのは各州政府であるところから、2007年9月19日（水）、バイエルン州農林省の担当者・Anton Feil氏を訪問し、同州における実施状況を調査した。

（バイエルン州の条件不利地域の概況）

（1）バイエルン州の州土全体のうち約60%が条件不利地域に指定されている。全体的に土壌の質が悪いという区分に当たるところが多い。

北部は、土壌の質が悪く、ここで耕作をした場合には、収穫量が平均を下回る。特に山岳地帯は、非常に条件が悪い。

北東部は、中規模の山岳地帯で、地理的に山なので条件が悪いところである。「バイエルンの森（Bayerischer Wald）」地域と呼ばれており、過疎化問題が深刻である。

南の方は、空港があって非常に便利なことや、就職口がその地区に集中しているので、他の地区から仕事を探して集まってくる。北部とは、格差が生じてきている。

（農家の経営規模）

（2）農家の経営規模は、北の方は、農業以外に雇用口や収入源を得ることができなかつたため、生計を農業だけで立てなければならず、農業・農家が合理化を余儀なくされ、それが進んで規模が大きくなってきている。南の方の昔ながらの小さい農業の倍ぐらいの規模に変わってきている。

それに対して南の方は、兼業農家として他にいろいろな職や雇用口を見つける可能性があるし、またバイエルン州の農業政策が昔ながらの小さい規模の農業構造を維持していくことにあるので、それに基づいて農業と関連したさまざまな副収入の可能性がたくさん用意されている。したがって、合理化して規模を大きくする必要はない。

（条件不利地域の指定条件）

（3）（2）で述べたような条件の違いを踏まえて、バイエルン州では、種類の違う条件不利地域が指定されている。指定が行われていない地域は、助成の対象にはならない。

南部では、高度800m以上ないし600m以上で傾斜が18度以上という標高と傾斜だけが純粋に基準になっているが、北部では、次のような事項が指定基準となっている。

- ① 農業比較指数（Landwirtschaftliche Vergleichszahl；LVZ）が州の平均以下
（注）LVZは、天然の土壌の状況から収穫量がどのぐらい期待できるかという土壌の質を示す比較指数
- ② 1km²当たりの人口密度が130人を超えていないこと
- ③ そこに住んでいる住民の中の農業従事者数の比率

(過疎化で抱えている問題の違い)

(4) そういった状況があるので、北部の条件不利地域と南部の条件不利地域とでは、天然の状況は別にして、過疎化という点については、抱えている問題の性格が全く違ってきている。

(支援の種類)

(5) 条件が不利な地域には、面積当たりの補助金を支給することによって、最終的に農家が得る収入が、条件が不利でない地区とほぼ同じレベルになるように補償されている。支援には、次のように、いろいろな形、いろいろなレベルのものがある。

① 面積当たりの補助金 (プレミアム)

農業に対して、耕作面積当たりいくらという支援で、LVZ 指数を基に、州平均の LVZ 指数よりも低い場合には、条件不利の程度によって、面積当たりいくらという補助金が支払われている。

② 粗放栽培による作物に対する支援

通常の耕作地において粗放栽培を行っている場合には、環境面の見地から補助金が支給されている。例えば穀物では、冬小麦やポリティカーレという種類の小麦が指定されている

③ 耕作地景観プログラム (Kulturlandschaftsprogramms ; KULAP)

条件が不利な部分を補償する補償支払いとは別に、いわゆる農業観光施策と呼ばれているもので、これは、農耕景観を維持するためにある意味での余分な作業をしてもらうことについての補償にあたるものである。農業の環境ということで、粗放型の営農を援助しようというプログラムである。

(交通路の整備と条件不利地域の過疎化問題)

(6) 北部においては、周辺の状況は比較的悪いものの、それほど離れていないところに都市があって、そこには雇用の場があるので、地元にもし仕事がなくとも、このぐらいの距離であれば、通勤が可能である。

このため、その地区の道路網の整備が図られ、今でも条件不利地域ではあるが、そういった努力によって、以前に比べて過疎化の進行はかなり緩和し、明らかに分かるほど過疎化のスピードを抑えることに成功している。

交通路の整備と条件不利地域の過疎化問題の緩和との間には、相関関係がある。

(条件不利地域内部の雇用状況と農業の持つ意味)

(7) では、条件不利地域内部の雇用状況はどうかというと、そこは悪化している。しかしそういった地区においても、まだ農業があるので、外での雇用口がなくとも、自分の家庭の中で働くことができるわけである。そういった意味で農業は、地区にある程度の

安定化をもたらす要素となっている。また農産物があるということは、それに関連した食料品の産業があるということで、全体の状況にある程度安定化させる役割を果たしている。そのような観点からいうと、行政サイドにとっても、農業、農地があるということ、それに関連した産業があるということは、非常に重要なことである。

(都市住民の農村への理解)

(8) バイエレン州の人たちは、ドイツ北部の大規模農場には非常に悪い印象を持っているが、バイエルン州の農家に対しては、規模の小さい家族経営の昔ながらのものだという意識があって、農業を支援することについての抵抗はほとんどない。

これは、歴史的な背景の中で、だんだんと育ってきた意識である。特に第二次大戦中や大戦後の食糧難のとき、やはり農業がなければ国が成り立っていかないという意識が国民の中にしっかり植え付けられ、食料の自給、ある程度の自立性が大事であるということが基本的に国民の頭の中に入っている。

その一方で農村部は、基本的に犯罪率が低く、都市部との共同の社会的なバランスがうまくとれており、また都市に住んでいる人のレジャーや余暇を過ごすさまざまな可能性が農村部に用意されている、ということで、都市の住民たちに、農村部が近くにあることによって、自分達にとっても非常に有利な点がたくさんあることもしっかり意識されている。したがって、都市の住民の間に、農業への資金投入をしないで、ほかに投入するべきだ、というような考えはない。

(農家の地位)

(9) 最近ドイツで行った調査で、いろいろな職種の社会的な位置付け、評価はどういうものか、というものがあるが、調査の結果では、農家は、医師、教師に次いで第3位に入っている。ドイツ国民の社会的な意識の中で、農業を営む人のステイタスは、下の方ではなくて、非常に高い位置にある。

(長期的な視野に立った事業展開)

(10) バイエレン州においても、いろいろな支援をしているにもかかわらず、地域的には過疎化が抑えられないところもある。これを完ぺきにストップするのは、特に北部の方では無理である。現在用意されている政治的な枠組みの中で、政策として可能な範囲の中では、もうこれ以上のことはできない。

しかし、補償支払いとはまた別の枠組みで、全く新しい過疎化等を阻止するための政策が今後生じてこないとは限らない。例えばそれは、純粹に農業の助成政策ということではなく、学校や幼稚園などの将来の住民である子供に対するインフラの維持・整備といったような、農村部全体に幅広く適用されるものである可能性が高い。こうした対策を充実させないと、過疎化は食い止められないのではないだろうか。

(強力な経済力の持つ意味)

(11) 見落としとしてはならないのは、こうした条件不利地域を多く抱えているバイエルン州の中心部に世界経済の中でも十分に競争力を持っている経済圏が存在しているということである。強力な経済力があって初めて、その経済力の波及はやはりそれ以外の地区にも及んでいるわけである。

今、行政サイドから条件不利地域だけを支援して、うまくいっているところは支援しないと考えるのは、間違いである。中央に基幹となる経済力、経済的な繁栄を確保する地区がしっかりあって初めて、そういう周辺の条件不利地域にも配慮が行き届くことになるのである。

ミュンヘン地区の経済圏は、ドイツ国内のハンブルクやフランクフルトといった国内の都市とだけの競合ではなく、それを超えてグローバル化が進んでいるので、世界の大都市と十分に競争できる位置にある。ミュンヘンのそういった経済力、競争力があって初めて、十分な行政の資金を得ることができ、その資金を使って、またそれ以外の周辺部の助成に回すことができるということであるから、やはりこの依存関係を忘れてはならない。

(農家の受け止め)

(12) 農家は、実際に条件に合わせて一定の収入を上げるためには、補償支払いなどの支援を受けることが重要だということは重々承知している。農家の人たちは、基本的に農業者連盟に入っており、その連盟が、団体として、助成金にどんな可能性があるか、どのようなプログラムがあるかについて、非常に活発に農家に情報を与えたりする活動をしているので、農家の人たちは、支援に対して十分な情報を持っているし、自分たちで必要なことはしっかり自分たちでやっている。

第3節 2007年連邦コンテスト「我々の村には未来がある」

ドイツでは、連邦・食料農業消費者保護省（Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz ; BMELV）が主催して、村のアイデンティティや活力を高めるため、1961年以降、3年ごとに、村をあげて環境美化を推進する連邦コンテストを開催している。

2005年～2007年にかけて行われた「2007連邦コンテスト・我々の村には未来がある（Unser Dorf hat Zukunft）」は、第22回目のコンテストで、村の美化だけでなく、農村の将来的展望を改善し、農村生活の質を向上させることを目的としたもので、その実施状況について、BMELVやバイエルン州農林省で調査した。

1 コンテストの概要

（コンテストの発端）

（1）このコンテストは、1961年より開催されている。

その当時、ドイツでは、

- ① 第二次大戦後しばらく経って、長い間捕虜として収容されていたドイツの兵士達が、この時期にかなり大量にドイツに帰ってきたこと
- ② 東西ドイツが分裂して東ドイツ領が失われてしまい、東側から西側に移住してきた人達が大量に出てきたこと

によって、そのような今まで全く他所者だった人達が各農村に住み着き、酪農や放牧等を営むようになった。しかしながら彼等は、なかなか自分が住んだ村になじめず、いつまでもみな他所者達で、これが自分達の村で、自分達のアイデンティティがそこにあるという感覚が全くなかった。このため、そういったアイデンティティを与え、アイデンティティを与えることによってそこにしっかり根ざして欲しい、またどこかに移ってしまわないで欲しい、というような意味でこのコンクールが始められた。

（2）始めた当時はまだ資金もなかったなので、お金をかけずにその村をどうしたらきれいにできるか、ということがテーマであった。したがって、「わが村を美しく（Unser Dorf soll schöner werden）」というコンセプトの下で、住んでいる人達の家の中に庭に花を植えたり、木を植えたり、垣根を造ったりする景観の手入れから始められた。そして、それがとてもきれいにできた村について賞を与える、というところから始まった。

（3）そのような形で始まったコンクールが、時代が進んでいくうちにだんだんと発展し、単に花をきれいに植えるだけでは駄目で、そこにある建物がどうなのか、さらには、例えば、村のお母さん達や、おじいちゃん、おばあちゃんが子供達をこういうときにこう

いうふうにケアしているといったように、そこに住んでいる人間に関することが大事であるということになり、現在では、さらに進んで、村の発展についてみんなが協力してやっていかなければならないので、将来性や、他のいろいろな村と競合できるような力を付けさせるというような観点も加わってきている。

2 コンテストの内容と今回コンテストの最終結果

(実施状況)

(1) 大会は、郡、県、州、連邦レベルの4段階で実施され、連邦レベル大会で金メダルを獲得した村ないし集落は「ゴールド・ビレッジ」と名乗ることができる。

今回の大会は、2005年～2007年にかけて行われ、郡、県、州レベルの大会は2005年～2006年の間に、連邦レベルの大会が2007年に開催された。連邦大会に申し込むには、先立つ州大会において優秀な成績を収めなくてはならない。

参加資格があるのは、田園情緒を残す3000人以下の村または集落である。ただし、連邦大会でゴールド・プレートを取得した地方自治体や集落は、その大会に続く2大会への出場が禁止され、また、二度にわたり連邦大会に参加し、同順位、またはそれ以下の評価であった地方自治体や集落は、その次の大会への参加が認められない。

(2) 第22回連邦コンテスト「我々の村には未来がある」は、最終ラウンドを迎え、ノルトラインヴェストファーレン州、Kleve(クレーヴェ)郡、Kessel(ケッセル)で最終審査が行われ、2007年9月5日、8個の金、16個の銀、10個の銅の村が発表された。

13州から3,925村が参加し、34の村が郡大会、県大会、州大会を勝ち抜き、BMELVが実施する連邦コンテストへの参加資格を得た。受賞者を決定するため連邦審査委員会は、4週間をかけ、連邦コンテストに参加する村を訪れ、現地でその取組み状況や成果を評価した。

(3) 賞状とメダルは、2008年1月25日、ベルリンで行われる「国際みどりの週間(Internationale Grüne Woche Berlin)」の会場で、Horst Seehofer・BMELV大臣により各村々の代表者に授与された。

(コンテストの目的)

(4) このコンテストの目的は、農村の美観だけでなく、将来的展望を改善するために、農村における生活水準の質の向上を目指して、村がどのように独自の出発条件や文化的伝統を取り上げ、成果を挙げたか、について広範囲に評価することにある。

(コンテストの意義)

(5) このコンテストを開催する意義は、村の住民の意欲をまとめるきっかけとなることにある。審査員達が、村の人達がみな一緒になってやっているという熱気を感じないと点が高くないので、村全体が一緒になっていなければならない。逆にこの活動に携わると住民の志気は高まり、協力的になり、村の将来への責任を持つようになってくる。

(コンテストへの参加意欲)

(6) 住民達がこのコンテストへの参加意欲が高いのは、社会的な価値付けが高いからである。このコンテストのゴールドメダルになったということは、オリンピックで金メダルをとったような価値付けをされており、表彰式は、通常は国賓しか入れない宮殿で行われ、マスコミも全国的に報道するところから、村の知名度が上がり、ドイツ全土に誇れる村となる。

3 バイエルン州政府の取組み

(バイエルン州の参加)

(1) バイエルン州は、連邦コンテスト「我々の村には未来がある」に、毎回、各州の中で一番熱心に応募しており、1961年以降、延べ約25,000の村が参加している。

なお、バイエルン州でこのコンテストの対象となる村は、ほとんどが農村で、酪農や放牧が中心となっている地帯である。

(2) 2005年～2007年の第22回大会に参加したのは635村で、バイエルン州レベルでは、635村中、金メダル授賞が4村、銀メダルが8村、銅メダルが9村であった。

バイエルン州大会で金メダルであった次の4つの村が連邦大会に参加した。

* Bernried (ベルンリード)

Oberbayern (オーバーバイエルン) 県、

Weilheim-Schongau (ヴァイルハイム・シヨンガウ) 郡、

* Nordheim (ノルトハイム)

Mittelfranken (ミッテルフランケン) 県

Neustadt a.d. Aisch-Bad Windsheim (ノイシュタット・アンデル・アイシュ・バード・ヴィンドスハイム) 郡

* Schönau (シェーナウ)

Niederbayern (ニーデルバイエルン) 県・Regen (レーゲン) 郡

* Schönbrunn (シェーンブルン)

Oberfranken (オーバーフランケン) 県・Wunsiedel (ヴンズィーデル) 郡

(3) 連邦大会では、ベルンリードとシェーナウが金メダル、他の2つも銀メダルと銅メダルを獲得し、州のレベルの高さを証明した。

(注) ベルンリードの事業内容については、参考資料参照)

(バイエルン州で参加する村が多い理由)

(4) ドイツの州の中で一番参加する村が多いのは、バイエルン州とノルトライン・ヴェストファーレン州の2州である。

バイエルン州は面積で最大の州であるが、大きい都市といえばミュンヘンだけ、都市といえるのはヴュルツブルクとかアウグスブルクぐらいのもので、あとは全部小さな町や村なので、参加できるところがいくらかでもあるからである。

(参加意欲の高い理由)

(5) バイエルン州の住民達がこのコンテストに参加する意欲が高いのは、社会的な価値付けが高いからである。このコンテストのゴールドメダルをもらったということは、それこそオリンピックで金メダルを取ったような価値付けをされており、近くでどこかメダルを取ったという村があれば、自分達もと考える。

また、この段階付けされた全体のシステムが好きな人が多い。まず郡のレベルで応募して、それで上に上がると、次の県のレベルに行く。今度は州のレベルに行く。さらにその上の方へと、どんどん上に上がって行く。一つの同じプロジェクトでどんどん上に上がっていきける可能性があるというところが、ドイツ人がみな好きなどころである。

さらにその逆の意味では、低いレベルで賞をもらう可能性はかなり高いわけで、そうすると、上まで行けなくても、うちは郡では金賞を取ったと自慢できるところがたくさん出てくるわけである。

(メダル以外のメリット)

(6) メダリストになることは榮譽であるが、それ以外のメリットとしては、村のまとまりがしっかりするということが大きなメリットとなっている。

コンテストへの応募に参加してみな一緒になって何か賞を取った村は、そこの村に住んでいる人達がみな誇りを持つようになる。賞を受賞する村はどこも、村の中のコミュニティーのまとまりがしっかりしているところが非常に目立つ。審査に来る日に向けて、みなでいろいろな手分けをして、その日にいろいろな落ち度があつてはいけないわけであるから、みなが気持ちを一緒して何かをやっていかなければならない。プレゼンテーションをするときにも、内輪でもめ事があつたのではいけないわけで、みなでまとまっていなければならない。そういった形で村のまとまりがしっかりするということが大きなメリットである。

(メダルを取れなかった村のメリット)

(7) メダルをもらわなかった村にとってのメリットは、「この次は」と、大体次のコンテストに向けて意欲を燃やすことが多いことである。賞をとれずに終わっても、後でまたみなが会合を開き、これは良かったけれどもここは良くなかった、これはもう少しできるなどといった話合いをするし、次回は、今回内容がよく評点が高かったあの村よりもっと高い点をとろうというようなことで、メダルを取れなかった村でもみなでまとまって何かをやるという意欲がどんどん強まっていくことが大きなメリットとなる。

(事業の例；ハード事業)

(8) ハードの事業の例としては、次のようなものがある。

- ① ドイツでは、電気等のエネルギーを全部外から入れるのではなく、自分達のところで自給自足に近づけようという傾向があり、そうした事業に力が入れているので、その一環として、地下の温泉を掘って、その熱を暖房に使って、それ以外の普通のエネルギー源を減らし、自分達の村のエネルギー自給比率を高める。
- ② 内的宅地開発といっているが、新しく家を建てたいというときに、普通だったら宅地として指定されている集落の外の農地の一部を宅地に指定して外に増やしていくところを外には増やさないで、集落の中の今は使っていない建物や、建てられていない所をうまく工夫して新しい人が住める区画を造っていく、といったような、その内部で新しく土地を利用する。

(事業の例；ソフト事業)

(9) ソフトの事業の例としては、次のようなものがある。

- ① 現在、ドイツの学校は基本的に半日制なので、子供は家に帰ってお昼を食べるが、お母さんが働いていると、お昼の問題と午後の問題が出てくる。そこで、おじいちゃんやおばあちゃんがお昼の食事をちゃんと作ってあげて、午後は学校の宿題を見てあげるといったような、おじいちゃんやおばあちゃんが午後の子供のケアをする社会的インフラを作った。
- ② 心を開くことができない子供達を対象に、馬に乗せたり、乳牛の世話をさせたりすることによって、社会復帰の一助とした。

(モニタリングシステム)

(10) ゴールドビレッジになった村については、その後何年かして、統計的に、

- ① その後どうなっているか
 - ② ほかの村と比べていい状態が続いているのか
 - ③ 何年か経ってから、またもう一度応募したりしているのか
- といったことが調査されている。

今までのところ、基本的に、社会的インフラのようなものについても、村がある程度本当にやる気があって、村民達がやる気があってやったところは、それをやっていこうという力がその中にあるから、基本的に続いている。

また、評価の日に農林省の人間が行ったとき、審査委員会の人達は複数であるから、説明を聞いている人達のほかに、横に何人もいろいろな人がいて、話の傍らで村民に話を聞いてみたり、子供の話を聞いてみたりすることによって、オフィシャルな意見だけではない、実際にこれはうまくいっているのかというところは大体察しがつく。そういったものも含めて評価になり、最終的にゴールドになっているので、そういったところでは基本的にうまくいっている。

(受賞状態の維持)

(11) このコンテストの授賞式は、バイエルンの王宮の中の広間で行われるが、そこは通常バイエルンを訪れた国賓だけが入る場所であるから、そこに呼ばれて農林大臣からメダルをもらうというのは、ものすごい名誉なことである。したがって、みなやる気が出るし、そこでマスコミにも大きく報道されるので、維持できないと大きな屈辱になるわけで、そうしたことも受賞した状態が維持され続けていく所以となっている。

(メダルの剥奪)

(12) 結果として、これまで、全国的にも、金メダルを受けた状況がなくなってしまったとしてメダルが戻されたことはないし、剥奪された村もない。

毎年一度だけ選ばれ、賞状が与えられ、それに見合った行為が伴っている。即ち、金メダルの村に選ばれると、視聴者の前に全国的に公開され、首長もそれをもらったということで非常に誇りに思っているわけである。したがって、もし金メダルをもらった状態が失われそうになった場合には、その誇りが黙っていない。

(参考資料) 連邦コンテスト金賞受賞の村「ベルンリード」の取り組み内容

ベルンリード (Bernried) は、人口 2150 人の村で、景観豊かな公園、寺院、城をはじめ、歴史的建造物や重要な遺産などを抱え、「協力しあい、みんなの繁栄を！」をモットーに村の発展に努力している。

(1) 発展コンセプト・経済的イニシアティブ (配点：15 点)

ベルンリードでは、「ベルンリード 2020」というスローガンをかけ、未来像を展開した。各種団体、グループ、役所、青年などが意見やアイデアを出し合い、住民協力のもと、実施させた。

総括的所有地整備計画を含む土地整備計画、多数の耕作計画、河川開発計画などが展開され、バイオテクノロジー、観光、サービス業の分野で 900 以上の職場が確保された。

地熱利用プロジェクトの一環として地方自治体が民間投資家と協力し、探索許可を得、時代遅れのエネルギー利用への依存を防いだ。未来創造グループ「エネルギー」の協力を得て、遠隔暖房熱の需要を調査中であり、汚水処理、循環水供給の分野では、地方自治体の資金調達を助ける先駆けとなった。

新市役所建設の際、歴史的ビール保存用地下室を組み込む等、斬新的な試みも行った。

(2) 社会活動・文化活動 (配点：20 点)

経済や環境を考慮した社会的発展と向きあう多数の未来像グループがあって、常に住民の参加、協力が見られる。伝統保存、故郷育成の目的で多くの施設があり、コンサートが行われている。ベルンリードでは、文化と自然と芸術が抜群の状態に融合している。

(3) 建築構造・建築物の進展 (配点：25 点)

ベルンリードには歴史的建造物が密集しており、あらゆる場所で、保護された史跡や文化財、記念物が見られる。聖マーティン教区教会を含む修道院やベルンリード公園、ホーエンリード城なども有する。また、新規建造物においても、歴史のあるビール貯蔵用地下室を持つ新市役所、事業用施設とスポーツ施設をセットにし、沿線にそって配置したり、学校などの公共施設と消防署の位置関係に配慮するなど、大規模施設の配置、遺産を生かした組入れに優れている。

(4) 緑化 (配点：25 点)

行政と住民の努力の結果、緑の豊富な歴史的趣を残す建造物や古木、公園などが維持保存され、拡張されてきた。この村には庭園文化があり、個人のもも含め各種庭園や芝は調和が取れ、手入れが行き届いている。

(5) 村の景観 (配点 : 15 点)

自然の姿を残すシュタルンベルガー湖 (Starnberger See) を村の各地から臨むことができ、どの場所からもさほど遠くはない。78 ヘクターもある公園内の木々を含め、あちこちにグリーンベルトや巨木、古木が見られる。それらは地方自治体と自然保護団体、公園財団、民間イニシアティブなどが協力し合い、自然保護の維持・保存に力を入れている。

Ⅱ ドイツの理解醸成策

第1節 バイエルン州における子供達の農業への理解醸成

ドイツにおける農業への理解醸成の取組みは、連邦政府ではなく、主として州政府、関連団体の役割である。

そこで、平成19年9月、バイエルン州農林省を訪問し、調査を行った。

バイエルン州では、子供たちは「将来の大事な消費者」であるとして、子供たちの農業に対する理解の醸成に力を入れている。また、そうした子供たちにきちんとした対応ができるように、農家の主婦の教育や資格の取得に対し、出先機関である農林局を通じて、きめ細かな支援を行っており、受講した農家の主婦のうち最高レベルの人は、マイスターの資格をとっている。

1 子供たちの農業への理解を深める事業

(子供向け事業)

(1) 子供たちの農業への理解を深める事業としては、

- ① 子供の農村体験事業
- ② 子供連れの家族をターゲットにしている「農家で休暇を」という民宿事業
- ③ 農家での誕生日パーティ
- ④ 学びの場としての農場

などの事業がある。

バイエルン州では、農家がこれらの事業をやろうとするとき、施設整備やノウハウの取得の面で、様々な支援を行っている。

(農村体験事業と「農家で休暇を」事業)

(2) 子供の農村体験事業や「農家で休暇を」事業は、子供たちが農村ないし農家に滞在している間、一緒に納屋に入って仕事をしてみたり、農家にいるウサギなどの動物に餌をあげたりして、農業を実際に体験させたり、動植物に実際に触らせたりするもので、都会に住んでいる農業に全く関係のない人たちでも、両親も子供たちも両方とも、農業はどのようなものなのかを現場で学ぶことができる。

例えば、乳牛というのは毎朝毎晩乳を搾らなければならないということも、そこで体験して初めて分かるわけである。

(農家で誕生日パーティ)

(3) 今、非常に人気があるのは、農家で子供の誕生日パーティーを開くことである。ドイツでは、子供の誕生日というと、子供たちをたくさん呼んでパーティーを必ず開くが、それを農家で開くようにする。

誕生日を迎える子供とその友達がまとまって農家を訪れ、それに対してそれを受け入れる農家は、いろいろなプログラムを用意する。例えば、誕生日の子供にみんなで歌を歌って、その後、農家の中をいろいろ回ったり、納屋に行ってみたり、動物に餌をあげてみたりというプログラムを全部受け入れ農家の方で準備して、子供たちに遊びながら農業を体験させている。

(学びの場としての農場)

(4) 比較的新しい、やはり子供を対象にした農林省のプログラムとして、「学びの場としての農場」事業がある。

「学びの場としての農場」は、幼稚園や小学校、それよりも上の学年も含めて、学級単位で農家に来て、何時間か農家で時間を過ごして、いろいろなことを学ぶ、あるいは何日間か滞在する可能性もあるものである。これは学校のカリキュラムの中にちゃんと組み込まれて、授業として学級単位で行くものであり、農家側としてはそれを一つのサービスとして提供するものである。(なお、第2節参照)

2 都市住民受け入れのための資格

(家政士)

(1) 農家の女性たちは、1で述べたような子供達の受け入れを含む、農業と組み合わせた形で新しい収入源を得ようとする活動を始めるときは、州が設置している47の農業学校において学び、一番高いレベルでは「家政士マイスター」の資格をとる。一つの事業を行うためには、やはり経営的な知識、ノウハウ等が必要になるので、その知識・能力を女性たちに身に付けさせるということで、農家にいる女性たちが学ぶことのできる公式な職種、訓練をされた資格としての職種がいろいろある。

「家政士」やそのマイスターの資格を取るためには、公式の試験があつて、それを受けて受かれば、その職種の資格がもらえる。その試験を受けない場合には農業学校の卒業証書がもらえるだけであるが、それはそれで、この公式な農林局のやっている農業学校の家政講座を卒業したという資格である。

そういった職種を学んだ人たちが、その職種で実際に、しかも自分の住んでいる農家で収入を上げることができるといった可能性があるのであれば、それが理想的なわけで、それがまた女性の自信にもつながるし、女性の位置付けを高めることにもつながることとなる。

(2) ドイツでも、基本的には兼業農家と専業農家があって、かなりの部分が兼業農家である。男性の方は、家ではもちろん農業をやっているが、外でも仕事を持っているので、外の仕事で時間を使っている。一方女性たちは、独立した形で、自分の住んでいる農家で、別の自分なりの収入を上げる道を見いだしていくわけである。

もちろん独立しているからといって、何でも勝手にできるわけではなく、当然のことながら、夫や姑にも納得してもらわなければならない。

また、農家の息子と結婚した若い女性たちは、主婦をしているだけ、ないし農家の奥さんというだけでは満足してはいない。皆、何か自分の役割、自分の仕事が欲しいという願望を持っている。

(3) そこでバイエルン州では、農業学校において、いろいろなセミナーを行い、証書を交付してそれなりの資格を付与し、農家の女性たちを支援している。特に子供達の受け入れに関しては、特別のセミナーを開いている。

これは、子供たちを受け入れるとなると、保険の問題など、いろいろな法的な問題もきちんと知らなければならないし、お金をもらってやるわけであるから、営業行為としてやる場合に必要な知識を全部そこで覚えなければならない、というようなことがあるからで、女性たちは、それを全部農業学校のセミナーで学ぶ。セミナーを終了し、証書を受領した後は、独立して、商品としてそれを売ることができるようになる。子供達の希望を聞いて、すべて準備してあげることができるようになるわけである。

(4) 例えば、子供のパーティーを農家でやろうと考えたとき、親は、個々の農家の女性が自分で作ったホームページによって、どこでそういったサービスを受けることができるかを知ることとなるが、セミナーの講座の中では、どのように宣伝すればいいのかについても、講座の内容として教えている。全部自分で商品を作って宣伝して、お客さんをちゃんととってくるまで完全に自立して出来るようになるよう、その講座で教えている。

バイエルン州農林省としては、個々の農家の人たちに、自分達の力によって新しい収入を得させたい、ということが政策の目標となっている。

なお、今はもうEUからの助成がなくなってしまったが、過去においては、こうした講座を受ける受講料の一部についても補助が行われていた。

(5) 今行っているのは普通の小学校などであるが、バイエルン州としては、将来的には、省が行うセミナーに参加してそういったことを覚えた農家の女性たちが、そのようなものを商品化して、それを各学校や教育機関に売り込んで、それをいいと思った教育機関がカリキュラムの中に組み込んでやっていく、ということまでもっていきたい、とのことであった。

子供たちに力を入れ始めているのは、子供たちは将来の消費者になるわけであるから、牛乳がどこから来て、どのようにできているのかということ、現場でじかに体験させる必要があると考えられているためである。

3 学校の先生との関係

(先生たちとのコンタクト)

(1) 具体的な学校への働きかけという点での農林省と文部省の間の連携はまだ始まったばかりで、具体的にはほとんど行われていないが、このような学級を受け入れて、学習農家としてやろうとしている農家たちが集まったグループがあって、そういった人たちが具体的に学校の団体などにアプローチをしている。

バイエルン州の農業省と文部省の間では、基本的に同じ目標設定なのであるから、比較的そういったところにオープンである。

(先生達の取り組み)

(2) 具体的な数字は分からないが、先生達にも比較的高い理解は得られている。

例えば、こうした農場で学ぶプログラムは受け入れ度が非常に高くなっており、そういった希望者が多いということは、一方で、学校側からもそういった需要があるということである。学校の先生たちも農業をただ教えるということだけではなく、一緒に農場に行き、子供たちと一緒に何かを体験することによって、子供たちのソーシャル・アビリティも高めることもできるし、子供たちと教師の間のきずなも強めることができるので、そういったところも評価されている。

学校の先生たちは、財団法人・情報・メディア・農業 (Information.medien.agrar e.V ; i.m.a) やドイツ農業中央マーケティング協会 (Centrale Marketing-Gesellschaft der deutschen Agrarwirtschaft mbH : CMA) などの農業団体が作っている優れた教材がたくさん手に入るの、それらをうまく使って、いろいろな科目に農業というテーマを組み込むことができている。それは生物の授業でもいいし、技術的なものにも組み込むことができるし、そしてまた一般的な意識の中に農業というものが非常にはっきりと意識されている。今の農林大臣も非常によくメディアに出る人であるから、そういうこともより広い受け入れにつながっている。

(参考) 農場体験の一例；アルヒェ農場 (Archehof) の場合

(1) 農場見学

- ・ 5月から10月の第一日曜日に開催。
- ・ 10:00~12:00
- ・ 一人3ユーロ (6歳まで無料)

- ・ 農場での様々な作業を見学することができる。
- ・ 農場で飼育している動物とふれあうことができる。
- ・ 農場見学を申し込む際、予約は必要ない。

(2) 子供の誕生日会

- ・ 6歳までの子供は、農場で誕生日会を開くことができる。
- ・ 子供たちは、お友達や、自分の招待客を連れて来ることができる。
- ・ 両親は、その間リラックスしてもらおう。
- ・ 農場側で子供たちにとって忘れがたい体験となる一日を提供する。

- ・ 期間は4月から10月まで、お楽しみは3時間で、基本的には15:00~18:00。
- ・ 内容的には、まず動物とのふれあい
えさやりと動物の世話の手伝いで、その際、動物の行動パターンやそれぞれの習性などを学ぶ。

- ・ 食事は、「農場バーガー」レストランで、農場手作りのスペシャルバーガーを自分で調理して食べる。
- ・ 飲み物は、ミネラルウォーターとリンゴジュースを用意

- ・ 子供誕生日会の費用は、10人までで140ユーロ。一人増えるごとに10ユーロ追加。

第2節 学びの場としての農場

ドイツにおいては、農業に対する一般都市住民の理解や、子供たちに対する啓蒙といった業務は、連邦や州の機関ではなく、農業団体が担当している。そこで、財団法人・「情報・メディア・農業（Information.medien.agrar e.V； i.m.a）」を訪問し、i.m.a が連邦・食料農業消費者保護省（Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz； BMELV）の補助を受けて実施したプログラム「学びの場としての農場」を始めとする子供の農業への理解を醸成する取り組みについて調査した。

（注）i.m.a は、40年前に、農業団体の支援を基に設立された「農業の知識を伝達し、農家と消費者の対話を促進させる」ことを使命とする財団法人である。設立以来、農業に対する知識は早い時期、すなわち子供のうちからその良い側面を知ってもらうことが重要である、という認識に立って、農業とは縁のない子供たちや教師に近代的農業を紹介する活動に力を入れてきている。主たる業務は、次の2つである。

ア 子供たちへの授業で農業を取り扱うときの教材の提供

イ 子供に農業や農家を実際に体験し理解してもらう機会を与えることへの支援

1 ima の役割

（i.m.a の子供教育における役割）

（1）i.m.a は、まず子供たちへの授業で農業を取り扱うときの教材を提供するという役割を担っている。例えば、一番初期の段階である4～6歳児向けの教材から、年齢が高くなるにつれて詳しい情報を、授業の内容に沿って提供している。

i.m.a が新しい教材を準備する際に最初に着目するのは、学校のカリキュラムでどのような教材を使っているかということである。その教材の中で欠けているのはどういうことかということ把握した上で、新しい教材を準備している。新しい教材を準備することは、学校の先生にとっては結構高くつくことになるので、それをi.m.a のホームページから無料でダウンロードできるということで、コストの面からも歓迎されている。

（2）農業は、教師にとっても様々な教科のあらゆるカリキュラムに登場する。素材としては、例えば「私たちの穀類」「（穀物の）粒からパンへ」「植物はどうやって育つの？」「我々にとって有用な動物」などである。これらのテーマは、義務教育課程に含まれており、教師が授業で取り上げなくてはならない教育材料となっている。

(3) 農業が授業で取り上げられるのは、主に以下の年齢で、以下の教科においてである。

一般社会（小学校） 8～10 歳

生物学（中学校） 11～15 歳

地理学（中学校） 11～17 歳

(農業や農家の体験支援事業)

(4) i.m.a の業務はもう一つあって、子供たちや青少年たちは絵本や教科書の中の農業しか知らず、実際の農業との距離が離れすぎているので、農業や農家を実際に体験し理解してもらう機会を与えることを支援することである。現在は、そちらの方が重要になっている。

確かに子供向けの本の中には農家の絵や写真が見られるが、往々にして古い農家が示されたりしているので、実際の農家・農場は、現在どのようになっているかということを実際に体験してもらうのが、i.m.a の目標である。その場合に重要なのは、単に子供たちが目で見たり、耳で聞いたりするだけではなくて、実際に触ってみる、農場のにおいを鼻でかいでみるということで、特に家畜などに触ってもらうことを重点にしている。

(5) 農場訪問を行うのは、4歳位の幼稚園のときから始まって、主に8歳から10歳の子供たちである。ドイツの教育制度では、小学校（6歳から10歳）時代の方が教師にとっても農場訪問実習の時間を取りやすいからである。この年齢より上になると、農場訪問の件数は顕著に減少する。授業時間が長時間へと増加していくからと思われる。

農場での滞在時間は様々で、2時間から12日間で、大部分は、半日訪問（2時間から4時間）である。最近は宿泊可能な農場も増え、子供たちが月曜日から金曜日まで農場で共に働くというケースもある。週末だけ滞在できる農場もあり、子供たちは、自己責任において動物の世話をするケースもある。これらの長期滞在は、農業で生計をたてている農場が提供するというよりは、教育施設が実施する場合が主である。

2 学びの場としての農場

(農家の受入れと「学びの場としての農場」)

(1) 近年、子供たちを受け入れてくれる農家がだんだん少なくなってきており、また、子供たちを農家に連れていく先生の数も少なくなってきている。

こうした認識を持ったので、i.m.a では BMELV に働きかけ、2001年11月から2003年11月までの2年間、BMELV の補助（2年間で総事業費 750,000 ユーロ弱、90%を BMELV、10%を ima 他が負担）を受けて、プログラム「学びの場としての農場」を実施することとし、農場や教師の理解を深めるための広報活動その他のいろいろなプロジェクトに取り組んでいくことになった。

(2) プログラムの具体的な内容は、次のとおりである。

- ① 「学びの場としての農場」プログラムをドイツ全体で展開し、(1)で述べた状況を改善してより多くの学校の生徒が農場を訪問できるようにするためには、農場と教師はどの程度の援助が必要か、教師が農場に出向くためには学校内でどのような障害を取り除くべきか、などについて、調査、研究する。
- ② モデルプランを作成する。
- ③ 「学びの場としての農場」プログラムによって子供を受け入れる農家向け、及び教師向けのガイドラインを作成する。

(3) それまでも、やはり農家の数自体が少なくなりつつあったし、また小規模農家の代わりに大規模農家が増えてきたことによって、いわゆるボランティアという形で無償で子供たちを受け入れることに対して、農家の協力が得られない状況になってきていたので、2001年、BMELVにそのことを訴えたわけである。

(BSEの影響)

(4) 2000年にドイツでBSEが発生したことも、プロジェクトの必要性を高めた。

子供たちにとってはあまり関係がないことであったが、メディアが農家の状況を非常に否定的な報道を続けた、ということがあって、i.m.aの立場からすれば「農家のよい側面を一般消費者に分かってもらうためには、やはりこのようなプロジェクトを行うべきである」という主張の説得材料になった。

(農場経営者に対する支援)

(5) i.m.aに関連がある、学校の生徒を受け入れてくれる農家は、全国で約2000軒あり、これらの農場には年間約50万人の生徒が訪れている。

そうした農家に対する支援としてi.m.aでは、学校の生徒を受け入れる際に、生徒用の背景資料を渡しているほか、月に一度、Eメール形式でニュースレターを出し、年に4回、パンフレットで「学びの場としての農場」についてニュースを出している。

(6) 特に情報の中でも、学校の生徒を受け入れる農場というのは、「来てもらうのはいいのだが、どういった情報を提供すればいいのだろうか」ということがよく分からない場合がある。そうした場合、例えば、実際に生徒を受け入れた他の農家の実例や、こういったことをしてはどうだろうかといったアイデアを渡してあげる、といったような仲介者の役割もi.m.aはやっている。

(けがなどへの対応)

(7) これまで、学校の生徒が農場でけがをした、といった事故が起きたことはない。

まず第一に農場は、学校の生徒を受け入れる安全体制の前に、農作業をすることに対して安全でなければならない。学校の生徒を受け入れる、受け入れないにかかわらず、しっかり檻が作ってあったりして、農作業をする際の安全に関して特定の検査機関で検査された安全なところでなければならない。

2番目としては、農家の人たちは学校の生徒を受け入れるとき、生徒に対して「こういふことをしてはいけない」「こういふことは許される」という指示を最初に与える。

3番目に、農家の人たちは、責任保険を締結している。何か起こったら保険会社の方で払ってもらふことになる。

これらに加えて、訪問する生徒の中に動物アレルギーがないかどうかといった情報は、学校の生徒を受け入れる前に、事前にキャッチすることが必要になる。

(8) ドイツの場合、例えば、農場に行つて、牛に噛まれたとか、泥だらけの所で転んでけがをしたというようなことで親からクレームが来るようなことは、全くない。

もし農場のぬかるみで転んでも、農場だけではなくて一般の道路でもぬかるみで転ぶということはあるわけで、それは個人の責任である。牛に噛まれるということは、一般の道路上で犬に触つて噛まれるのと同じで、それも個人の責任であるから、それに対して農家の人たちが特に責任を負ふということは、ドイツの法律上では考えられない。

(子供たちへのインパクト)

(9) 「学びの場としての農場」の実施が子供たちに与えているインパクトは、それぞれの年代により、またプロジェクトによって違ふ。

幼稚園児に関しては、何かを学ぶということではなくて、単に農家に行つて非常に良い、ポジティブな経験をしてもらふ、ということがまず第一義的な目的である。したがつて、普段の生活ではできないこと、例えば、子牛に触つたり、アヒルを檻に入れたりしてもらえば、それだけでも十分意味はあるし、もし、牛乳や卵がどこから来るのか、牛乳はテトラパックが作つてくれるわけではなく、実際には乳牛から出てくるものだというようなことを学んでもらえれば、それで成功したということができる。

(10) テーマを決めて行うプロジェクトもある。例えば「農薬」というテーマの場合には、春から秋にかけての半年間にわたつて、てん菜(ビート)農家に行き、除草剤を使わないために生えた雑草を生徒達に自分達でとらせ、その後で、農家の人たちが生徒に対して「除草剤を使うと雑草がなくなつて、雑草を抜かなくて済むが、それよりも、このように労力を使つて雑草を取つた方がいいか、君たちはどちらを選ぶか?」というような聞き方をして考えさせるというプロジェクトもある。

(11) また、自分たちが実際に口にするものの元の姿はどのようなものかということを知らない子供たちが多いため、例えばポップコーンは、その状態で生えているのではなく、トウモロコシから出来るのだということ、実際に見て子供たちに初めて分かってもらうとか、ココアが実際にはカカオ豆からできるのだということも知らない子供たちに、そういったことを教えてあげる、というプロジェクトもある。

3 農業関係者との交流

(教育関係者と農業関係者の交流)

(1) 教育関係の人たちと農業関係の人たちの交流は、やはりドイツでも、うまくいっているとは決して言えない。これはあくまでも各先生方が農業に対してどういった感じを持っているか、あるいは、農家の人たちが学校の生徒を受け入れて、それを非常に楽しいと思っているかどうか、にもよるので、ケースごとに違っている。

例えば、単に農場に生徒を連れていけば、生徒は農業について非常に多くのことを学ぶのではないかという大きな期待を持ちすぎて、結局あまり収穫がなかった、と言って不満を言う先生もいるし、あるいは、単に自分が授業をしたくないので、生徒を農場に連れて行って自由にさせるといふ先生もいる。以前には、農家の人、小学校3年生(8~9歳)の子供たちに対して、ドイツの農業問題を延々と論じたこともある。要は、先生によって、あるいは農家の人によって、コンタクトがうまくいくかどうかは違ってくる、ということである。

(農場紹介)

(2) i.m.a.は、教師に対して、農場の住所を提供したり、授業コンセプトや作業冊子、ポスターなどで協力している。

i.m.a.では、どこの農場にどのようなテーマでいけばいいか、などについて、学校側の相談を受けるコンサルテーションを「紹介所(注:直訳すると調整所)」で行っている。教師がi.m.a.に電話を入れると、その地域にあるi.m.a.の会員組合を紹介する。地域に密着した現場の会員が一番よく該当するテーマに沿った農場を把握しているからである。

よく討議されるのが、ドイツ全土に渡る農場リストをインターネットで掲載してはどうか、という案であるが、手間暇がかかるわりには情報がすぐ古くなり、(的確な最新情報ではなくなるため、)現在はそのようなリストをインターネットに掲載していない。

(農場とのコンタクト)

(3) 長年同じような農場を訪問している先生にとっては全然問題なく、毎年同じところに電話をする。新しく農場に連れていきたいという先生の場合には、一番いいのは郡単位の各支部、すなわち、農業連盟、農協の郡支部に連絡し、農場に子供たちを連れてい

ってどういうことをしたいのかという先生の希望を話せば、その地区の農場を一番知っているのは農業連盟の郡支部なので、それだったらこの地区にあるこの農場がいいだろうという選択をし、アレンジをする。農場を訪問する、農場を探索するというパンフレットには、農業連盟の郡支部の電話番号が記されている。

(新たに先生になる人たちについて)

(4) ドイツの場合、新たに先生になる人たちは、大学卒業後の教育実習が2年間ある。その期間に、こういうものがちゃんと用意されているということを学校の先生のそれまでの経験から学ぶ人もいるし、2年の間にはセミナーにも参加するので、そのセミナーに対してはi.m.a.でそのような情報を提供している。また、各学校の先生たちが自分たちの教材はどのようなものか、インターネット上で意見交換する場があり、そこにもi.m.a.の教材を出している。

4 i.m.a.の広報活動とメッセ

(i.m.a.の広報活動)

(1) i.m.a.は、40年ほど前にドイツの農民により創設された当初より教師や学校とは緊密な関係にある。約8万5千人の教師は、我々から定期的に教材を購入する。ドイツで一般社会、生物、地理を教えている大部分の教師がi.m.a.を認知している。また、教師養成の課程ですでに我々の教材を紹介している。

(2) 「学びの場としての農場」に関する広報活動は我々独自のメディア(小冊子、Eメールニュースレター、インターネットなど)を使ってドイツ全土で行っている。教育学関係のメッセに出席したり、教育関連の雑誌などに公告を出したり、折込公告を入れたりしている。

また、会員になっている組合組織を通して、ドイツの各地域でわれわれの活動が宣伝されている。

(教育学関係のメッセとの関連)

(3) i.m.a.では、2つの「教育学関係のメッセ(Messe)」にも参加している。

一つ目は、毎年1月上旬にベルリンで行われる「国際みどりの週間(Internationale Grüne Woche Berlin)」である。このメッセは、消費者向けの、一般的な農業関係のものである。

(注)「国際みどりの週間」について

国際みどりの週間は、ベルリンで毎年開催される農業の国際見本市で、農業を体験できる大々的な設備が設置される。「グリーンメッセ」とも言われる。

主催者は、以下の4団体が中心となっており、それぞれ、農業を体験できるように、プログラムの企画や出版物の推薦を行っている。

① ドイツ農民連盟；Deutscher Bauernverband (DBV)

* 農業関連のドイツ最大の組織。農業に従事する38万事業体の約90%がドイツ農民連盟のメンバーである。

② 持続的農業促進連合；Förderungsgemeinschaft Nachhaltige Landwirtschaft (FNL)

* 有力な農業組織、農業企業の組織、農業関連の組織が加盟する団体。代表は、ドイツ農民連盟の代表がなっている。

③ ドイツ農業中央マーケティング協会；Centrale Marketing-Gesellschaft der deutschen Agrarwirtschaft mbH (CMA)

* 農業製品の宣伝を行い、食品の製造過程や使用法に関する情報を伝達する団体

④ i.m.a.

(4) 2番目が教育関係のメッセで、これは、教科書とか、授業で使ういろいろな教材を展示して、新しい傾向は何かを出すものである。教習 (Didact) という感じのもので、年に一度、ケルン、シュトゥットガルト、ハノーバーの3つの都市で交代で行われる。そこにi.m.aが準備している資料、すなわち学校で使う授業用に用意しているものや、穀類の種子を展示し、またそれを大きなジュートの袋に入れておいて、学校の先生が来たら渡したりしている。前回は、特に学校の昼食のときに飲む牛乳の自動販売機を農家の人たちが作って、牛乳を新鮮に飲める機械を出したこともある。

(5) 教育学関係のメッセでも、i.m.aのような団体の参加を快く引き受けてくれており、i.m.aが出展することに関しては全く異議はない。

スペースを借りて、とにかく参加して、常時コンタクトのある8万5000人位の学校の先生たちに、「今度Didactに出展する。スタンドに来てくれれば、いろいろなことが学べる」というような宣伝をする。例えば前回のDidactでは、パンフレットだけで6万冊ぐらい配り、ポスターだけで3万5000枚作成した。ポスターは、先生1人につき1枚しか渡していなかったもので、3万5000人の人たちがこれを持っていったことになる。

学校の先生にとっては、自分たちで資料を用意する必要がないので非常に助かるわけで、それを学校の先生たちは非常に有益に思っているようであるし、i.m.aにとっては先生がそれを使用してくれるということは、自分たちが意図している情報を子供たちに伝えてくれるというメリットがある。

5 今後の展望

2年間にわたって、BMELVのプロジェクトとして「学びの場としての農場」を行ってから、この分野に関して非常に一般的なインパクトが強くなった。特に教育・研究省(Bundesministerium für Bildung und Forschung : BMBF)や、あるいは一般農家の人たちの中にも、自分たちもやってみたいという人が増えてきたのは確かである。BMBFも興味を示したということで、i.m.aでは、将来的には学校の生徒が少なくとも一度は農場を訪れるということを義務化できれば、という目標を立てて、いろいろ働きかけている。

もう一つは、農家の人たちに対しての教育である。トレーニングを徹底して、農家の人たちが農場に来た学校の生徒に対して、非常に良い学びの場を提供するような、そういった教育学習の場を、農家の人たちに提供していければと思っている。

(参考) 農場体験の例；農場での一日体験

対象：小学生（ドイツでは6歳から4年間の基礎課程）全学年

目的：農場での日常を体験

場所：農場

(1) 学校での予習

- ① 授業中に生徒の期待感をチェックし、生徒からの質問を収集
農場で体験できるアクティビティについて先生が説明
保護者宛に農場見学の通知を発送
- ② 「農場」に関する絵本や資料を参考に勉強
農場訪問した際の一日の予定を説明
作業のグループ分けも決定

(2) 農場での一日

10:25	到着、挨拶
10:30~11:30	農場や畑を散策 栽培されている果物を学習 生垣の大切さを学ぶ（侵食防止、品種の多様性） 動物とふれあう
11:30~12:30	グループ別；台所で食事の準備 雌牛に草を与える、品種を学習 子牛に水を飲ます、バケツを洗う 鶏にえさをやり、バケツを拾い集める グリルの準備をし、火をおこす
12:30~13:30	全員で昼食：ソーセージをグリルする 食器洗い、バーベキューの片付け
13:30~15:00	小さな生垣の手入れをする 若草にスペースを与える (生い茂る草を踏みつぶしたり、草むしりする)
15:00~15:30	おやつ、遊び 農場主のインタビュー
15:30~16:30	ジャガイモ畑の雑草ぬき コロラドかぶと虫（ジャガイモの害虫）をさがす
16:30~17:00	グループ別：幼い家畜に寝わらを敷き、餌をやる

雌牛に干草をやる

家畜小屋の掃除を見守る

17:00

お別れ、帰宅

(3) 学校での復習

- ① 農場から持ち帰ったクリーム（乳脂；6リットルの牛乳から手や機械を使ってすくい取ったもの）を学校で授業中にバターへと加工
みんなで一緒に朝食の時間に味わう。
- ② 農場の絵を描きながら、生徒から湧き上がる質問に返答する。
農場で農場主にした質問やその返答を復習し、議論する。
農場での仕事を撮影した一般ビデオを見ながら、生徒は自分の体験と比較する。

(4) 備考

- ① 農場体験のプログラムの内容は、例えばバターを作ったり、手で乳搾りをしたりなどの農家で日常的に行われている作業だけで、日常行っていない項目をこのために用意するようなことはしない。
- ② 生徒は、安全性が確保された、知識として理解できる範囲のことを学ぶ。
なるべく、多くの作業を体験させると同時に農場主からその作業について必要な説明を受ける。
- ③ 先生の見解では、生徒たちに前日の体験をより印象深くするために、本やビデオが有意義であったようである。

第3節 ドイツにおける農業に対する消費者の理解

1 連邦・食料農業消費者保護省

連邦・食料農業消費者保護省（Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz ; BMELV）では、農業に対する消費者の理解をどう受け止めているかについて、平成19年9月、BMELVの農業振興のための戦略を担当する第511課課長・Ulrich Neubauer博士を訪問し、調査した。

（消費者の反応）

問1 日本でドイツのように手厚く農業に助成すると、消費者が「農業にだけ手厚くするのはけしからん」と言ってくるが、ドイツではどうか。

答 ドイツにもそれはある。そこで現在は、田舎の地域における農業ということに焦点をあてて助成している。

現在、ドイツGDPに占める農業の割合は2%位であるが、農業に対する支援が減っている反面、農業地域の支援や消費者の支援などが台頭してきて相殺のような形になっている。

農業団体のロビーストは非常に活躍しており、農業地域の支援をもっともっと増やすべきだと考えている。例えば、現在は農業と環境との間にいろいろな葛藤、問題がある。ドイツの環境保護のレベルは非常に高いが、環境サイドはそのレベルをさらに高めていこうとしており、農業従事者としては、例えばこれをフランスと比較すると、競争が非常に不利であり、同じ競争条件にするべきである、と訴えている。

問2 ドイツでは、なぜそのように田舎における農業を大事にするということを国全体で支援できるようになったのか。

答 2000年に発生したBSEは、ドイツ国民に大きな衝撃を与えた。

農業省では、これを一つのチャンスと見て、この省を完全に再編成し、連邦・農業省だったのを、健康や消費者の生活等も守るべきだということで、連邦・食料農業消費者保護省（BMELV）にし、そういう意味では、BMELVは、地域の農村に対してだけでなく、都市の消費者に対する経済的な面での言わば弁護士になったわけである。

（注）2001年の再編成の際には、連邦・消費者保護食料農業省（BMVEL）であったが、2005年の政権交代の際、現在の名称（BMELV）になった。

2 バイエルン州 農林省

バイエルン州農林省では、農業に対する消費者の理解をどう受け止めているかについて、平成 19 年 9 月、同省の条件不利地域政策の担当者・Anton Feil 氏を訪問し、調査した。

(条件不利地域の農業・農村政策に対する一般都市住民の受け止め方)

問1 バイエルン州では、条件不利地域の農業や農村に対して、かなり手厚く支援しているが、そういうことに対して、農業や農村と関係のない一般都市住民、非農家・都市住民は、不満はないのか。

答(1) 最近、バイエルン州といえども農業の産業としてのウエートがかなり下がっているため、手厚く農業に対する支援をすることに対して、ほかの産業の人や、一般の都市住民の人から、農業にそんなにお金を使うべきではないのではないかという声もない訳ではない。

(2) しかしながら、農業は極めて大量の雇用口を確保する業種である、ということが、バイエルン州の基本的なスタンスになっている。

これは純粋に農業に従事している農業従事者だけではなく、その上流産業や下流産業にも多くの雇用口がある、ということである。例えば上流産業というと、新しい家畜小屋を造る場合、そこに設置するいろいろな機械や設備を造っている業界もあるし、民宿プログラムをやるとなれば、人が泊まれるように改築などいろいろなことをする供給業者もいる。下流では、乳製品加工工場などもある。それらを全部合わせて農業に関連している就業者として数字でとらえると、バイエルン州の中では自動車産業、技術系の機械製造に次いで、3位に来ている。したがって、政治的にも十分な理由付けになる。

(3) もう一つの観点としては、農家が農業を営んでくれることによって、農業景観が維持されている、ということがある。これはバイエルン州の観光業にとっても非常に重要である。

(4) また文化的にも、このバイエルン州という土地の伝統を守っていく上でも、農業が維持されていることによって初めて、それぞれの地区の伝統芸能なども維持することができている、ということが広く理解されている。

バイエルン州には、地域のいろいろなお祭りや行事があるが、バイエルン州だからといってどこでも一緒というわけではなく、バイエルン州の中でもそれぞれの地方独特の行事など、いろいろなものがある。今週の日曜日(2007年9月23日)にオクトーバーフェストの最初の行進があるが、日曜日の行進は民族衣装の行進で、今でもバイエルン

中からそれぞれの地区の民族衣装を着たグループの人たちが集まってきて行進するので、どのくらい多様なものかということを見ることができる。こういったものも、農業があることによって維持されているのである。

(5) バイエルン州ということで考えると、バイエルン州の人たちは、ドイツ北部の大規模農場には非常に悪い印象を持っているが、バイエルン州の農家に対しては、規模の小さい家族経営の昔ながらのものだという意識があって、農業を支援することについての抵抗はほとんどない。しかしそれは、バイエルン州の人たちの感覚である。

(6) 現在、このような農業の補助金には、必ずEUの資金が入ったコーファイナンスになっていて、EUの資金、連邦政府の資金と、その地方例えばバイエルン州の資金が一緒になって補助金になっている。

2005年の10月に農業政策の予算についてのEUレベルでの話合いがあったが、その時点で、農業にそれほどお金を使うのではなく、ほかのところにその資金を回すべきである、といった議論が既に始まっている。そのときに既に26%のカットが行われているし、実際にそういう方向に動き始めている。

しかしながらバイエルン州の州内だけを考えると、バイエルン州の人たちの感覚としては、そういったところに批判をする動きはあまりない。

問2 バイエルン州の人たちに批判をする動きはあまりないのは、昔からそうなのか、それとも、そういう批判が出ないように努力されてこられたのか。

答(1) やはり歴史的な背景の中で、だんだんと育ってきた意識である。

特に第二次大戦中や大戦後の食糧難のとき、やはり農業がなければ国が成り立っていかないという意識が国民の中にしっかり植え付けられた。したがって、食料の自給、ある程度の自立性が大事であるということが基本的に国民の頭の中に入っている。

(2) その一方で、農村部は基本的に犯罪率が低いとか、都市部との共同の社会的なバランスがうまくとれるとか、また都市に住んでいる人がレジャーや余暇を過ごすさまざまな可能性が農村部に用意されているとか、農村部が近くにあることによって、都市に住んでいる人間にとっても非常に有利な点はたくさんあるわけである。

バイエルン州の農家の人たちも非常に活動的で、都市の人たちが利用できるいろいろなサービスなどを提供してきており、そういったことが都市の住民たちにもしっかり意識されているので、農業に資金をそんなに投入しないで、ほかに投入しようというような意味での競合的な考えは、ここではあまりない。

(3) 農家連盟なども含めて、農家の人たちも非常に積極的に自分たちの伝統を守っている。その地方の伝統芸能や民族衣装などを大事にしている。農業の中で行われる年中行事みたいなものがある、そういったものをただ自分たちで守っているのではなく、それをまた人々に伝えようという意識があるので、いろいろな催し物をやったり、春先に牛を山の草原に上げるときに人をたくさん呼ぶようなイベントのような形にしたり、お祭りのような形にしたり、そのような一般の人たちが実際にそういったところで直接体験できる場を、農家側が積極的に設けている。そしてまた、都市の人たちもそれに参加することによって、身近なものになるわけである。そういう意識ができてきている。

(4) また、最近ドイツで行った調査で、いろいろな職種の社会的な位置付け、評価はどういうものか、というものがあるが、調査の結果では、農家は結構上の方で、医師と教師に次いで第3位に入ったそうである。ドイツ国民の社会的な意識の中で、農業を営む人は、下の方ではなくて、非常に高い位置にある。

(5) そういった形で、一般の非農家の人たちと農家の人たちの接点がたくさん用意され、それが長年にわたって続いてきており、また政治的にも外に対して非常にポジティブな形で常に表現されてきているので、なぜ農業にこんなに予算を使うのかという議論自体がまだ始まっていない。そういった意識が生じてきていないのである。

第3章 オーストラリア調査結果

I オーストラリアの条件不利地域対策

オーストラリアにおける「行政の目が行き届かなくなる恐れがある条件不利地域」は、「リージョン (Region)」ないし「ルーラル (Rural)」と呼ばれている地域である。

そこで、2006年10月、オーストラリア政府のこうした地域に対する政策、及び具体的な事業について連邦・農漁林業省 (Department of Agriculture, Fisheries and Forestry ; DAFF) 及び連邦・運輸地域サービス省 (Department of Transport and Regional Services ; DOTARS)、並びにヴィクトリア州におけるこうした地域に対する対策について州・第一次産業省 (Department of Primary Industries, Victoria : DPI) を調査した。

第1節 連邦政府の条件不利地域対策

1 「リージョン」ないし「ルーラル」の定義

(1) 一般的にオーストラリア全体は、

- ① メトロポリタン (大都市地域、例えばシドニー)
- ② メトロポリタン近郊 (大都市地域の郊外の住宅地等、近郊農地も含まれる)
- ③ 上記の2つ以外の地域

に分類され、③の地域が「リージョン」と呼ばれている。

(注) リージョンの中でも、灌木地帯 (英語では砂漠や荒涼地を意味する「desert」という言葉が用いられているが、砂の砂漠ではない。) や、非常に遠隔地である地帯は、さらに「リモート (Remote)」と呼ばれている。このリモート地帯では、産業は、あっても肉牛農場 (日本の県域位の広さの広大な牧場に沢山の牛がいるが、人手はあまり必要ない。) くらいで、それ以外にはほとんどなく、人口はまばらで、しかも非常に乾燥した地域が大部分である。リモート地帯への政策や行政支援は、日本とは状況が違いすぎるため、調査の対象外とした。

(2) ③のリージョンは、さらに例えば「鉱業中心の地域」、「酪農中心の地域」、「穀物生産の地域」といった具合に地域の特色に応じて色分けされ、色分けされた一つ一つの地域は、狭義の「リージョン」と呼ばれている。

(3) この狭義のリージョンのうち、「農業が営まれている地域」が DAFF が施策等の対象としている「ルーラル」と言われる地域である。

(4) 地域振興政策は、大雑把に言えば、この狭義の「リージョン」ないし「ルーラル」を単位として行われており、一般的に地域、地方に対して行うプログラムは運輸地域サービス省が、産業ごとに集中して行うプログラムは各省が担当しており、農業、水産業、林業に関しては、農漁林業省が担っている。

(5) なお、オーストラリアの人口は約 2000 万人であるが、そのうち約 80%は、メトロポリタン地域、およびメトロポリタン近郊地域に集中している。それだけにオーストラリアにおいては、「リージョン」ないし「ルーラル」と呼ばれている地域の維持、発展に国民の関心が寄せられている。

2 リージョンやルーラルの抱えている問題

(1) オーストラリアの条件不利地域に関しては、2つの特徴的な背景がある。

1つは、オーストラリアの国土は、平坦地が多い。中央は、灌木地帯で、雨量も少なく生産性は全くない厳しい状況下にある。こういう地域では、農業も集約化され、人手をそんなに必要とはせず、過疎化が進行している。また、農業などの産業を維持するのも難しくなっている。特に若い人達にとっては、こういう地域に留まるのは魅力的ではない、といったこともある。

2つ目は、小さな農村では過疎化が始まっているが、こうした小さな農村の人達はその周辺にある大きな農村地域に移動していることである。

(2) そこで、次のような要素に焦点を合わせる必要がある。

- ① 小さくて、条件が不利な地域では、産業が成長しない（＝雇用の場がない）。
- ② 経済成長に伴う技術の伝承、ないし成長がない、技術をもった労働者が足りないので、技術を持つ人を育てる必要がある。
- ③ 先住民に関して、人々、特に若い人達が、どういう風に地域に魅力を見つけてとどめさせるかである。先住民はこれまで常に不利な立場にあったので、若い人達は居住地を離れようとしており、訓練している。

(3) ルーラル地域では、さらに次のような問題を抱えている。

- ① グローバルな気候変化によって起きているいろいろな変化、特に早魃
- ② 世界規模と国内の両面で起きている「市場の変化」
- ③ 農業従事者、ないし責任者となる人達の高齢化

(注) 訪問した時点において、そして現在にいたるまで、オーストラリアは、大旱魃に見舞われている。もともとオーストラリアは、水資源が豊かな国ではなく、25年に一度は旱魃に襲われている。しかし今回の旱魃は、まれに見るひどきで、長期にわたり、訪問した時点では100年に一度、現在では1000年に一度の大旱魃である、と言われている。

3 リージョン・サミットの開催

(1) 1999年、リージョンの人達が集まって「リージョン・サミット」を開催し、抱えている問題について、どう対処すべきかを話し合った。

そのとき、リージョンでは、いろいろな問題が錯綜して起きていた。医者がいないという事で困っている地域、農業が維持できなくなったので新しい産業を興したいという地域もあった。

一方では、グローバル化でいろいろな新しい技術が必要になってきているとか、グローバル化によって社会的な価値観も変わってきている、といった目に見えない圧力がかかってきていることがこのサミットで話し合われた。

(2) 特徴的なのは、問題が判別されて政府の方からこうなさいと言うのではなく、各地域、各コミュニティからそれぞれの長所、短所を挙げてもらい、長所を生かしてどういことができるのか、何を発展させることができるのか、認識してもらったことである。

そして、今後の取組み方について、次のように考えることとした。この考え方は、以降、リージョン問題の取り組みの基本的なスタンスとなっており、現在も続いている。

- ・ 地域の問題は、自分達で認識、すなわち長所、問題点を解明し、その解決策についても自分達で考える
- ・ 連邦政府は、そうした地域とパートナーシップを組んで、一緒に解決にあたる。

(3) 「国土の均衡ある発展」ということは、オーストラリアでも、こうした地域のことを考えるときのキーワードである。この考えに基づいてサミットも行われ、サミットからいろいろな問題が上がってきて、それをどのようにするかが考えられた。

(4) これを受けて連邦政府では、次のような考え方の下に、支援を行っている。

- ・ アドバイスや技術的指導を行う。
- ・ どうしても資金が足りないときには、資金の一部（例えば、①地元負担3に対し、連邦政府から1の割合で支援、②起業資金）を支援する。

4 オーストラリアの条件不利地域への農業政策

(1) オーストラリアの農業政策については、中央政府と州政府が多く役割を分担している。産業としての農業は名目上州政府の管轄で、連邦政府は、農林漁業政策に関する国際協定、検疫・防疫等の国境を越える問題、地域振興等の全国的に平等が求められる問題、貿易、漁業等を担っている。各政府は、少なくとも理論上は他から独立しており、どの州政府にもそれぞれ農業省があつて、それぞれが異なるやり方をしている。

(2) 連邦政府は、農業政策を展開するにあたって、「経済を促進させること」、「農村地帯のコミュニティを維持していくこと」の2つを国全体としての目的として掲げ、具体的には、産業としての農林水産業の利益性、競争性、持続性を高めることを目指している。

(3) オーストラリアの農業は、日本とは違い、輸出することも大きな目的とされている。

このため、国内は勿論、世界各国における規制の変化、あるいはニーズの動向に対して敏感でなければならず、連邦政府や州政府は、各業界団体との連携の下、各国にアンテナ事業所を設け、詳細な市場情報を把握し、それを提供することを使命としている。

この場合の「情報や知識の提供を使命としている」とは、世の中の情報や知識を入手できる技術や方法を教える一方、そのためのツールとして、例えばヴィクトリア州では、農家がいつでも最新の情報に接することができるよう、緻密なネットワークシステムを構築している等、ソフト、ハードの両面で力を入れているということを意味している。

(4) 資金の支援は、従来は伝統的に個人レベルで、これも成功はしていたが、現在では、より幅広く、もっと大きい対象者に政府投資 (**government investment**) を向ければ、もっと効果的に資金を活用できるという観点から、例えば天然資源の管理等、国民ないしコミュニティ全体が公平に利益やアウトカムを受けるものに使うことが原則とされ、個人の生産に対するものはなくなってきている。条件不利地域と言えども、同様である。

(5) 個人の生産への支援は、経営や技術に対するアドバイスが中心である。

オーストラリアでは、農業者に限ったことではないが、常に「用意周到」であることが求められている。しかし、農業主が高齢化、老齢化して、新しい事態に対する頭の切り替えができない、という問題が生じている。このため、農業を発展させていくために特に作られている「オーストラリア農業促進」(**Agriculture-Advancing Australia ; AAA**) プログラム等では、いろいろなリスク管理に力をいれ、農場主にいろいろな課題についての取り組み方を教えている。中には、経営が成り立たなくなってきている農場主もいるので、離農を進めたり、他のやり方を進めたりする。また、気候、環境の変化に対するアドバイスや情報提供のためのプログラムも行われている。

(6) 以上からも明らかなように、オーストラリア連邦政府の支援は、条件不利地域に対して特別に、ということはなく、普通の地域と同じレベルの一般的な支援が行われているだけである。

しかし、地域で、地域の振興のための企画をした場合には、それを支援するプログラムは用意されており、第1節6の「リージョナル・パートナーシップ・プログラム」や、第1節7の「インダストリー・パートナーシップ・プログラム」は、これにあたる。

言い換えれば、各コミュニティのリーダーが何か発言しない限り、政府の目はそっちを向いてくれない、ということのようである。

5 旱魃対策について

(1) 昔は旱魃は天災と考えられていたが、現在は、「旱魃は、よくあることで、天災ではないので、農業主や産業にいる人達は、常に用意周到であるべき（自分でリスク管理すべきである）」と、連邦政府も一般的人達も考えている。

(2) しかし今回のように、旱魃が非常に長期にわたり、まれで、厳しく、悪影響も多くある場合には、「例外的な環境 (Exceptional Circumstances ; EC) における政策」という位置づけがなされ、ECに限った短期的な支援が行われている。

EC地域に指定されると、各農業主に対する所得支援、および／または、借入金の利息を軽減する措置、という2つの方法で支援が行われる。しかしこれは、農業主だから行われるのではなく、困った人なら誰でも享受できる、言わば福祉的なものである。

(3) EC制度ができたことによって、これまでは、同じような政策やプログラムを連邦政府や各州政府がばらばらに用意していたのを、全体的に見て、支援策を整理することができるようになったので、農場主が混乱するということがなくなった、というメリットがあったとのことである。

6 リージョナル・パートナーシップ・プログラムについて

(1) リージョナル・パートナーシップ・プログラム (Regional Partnership Program ; RPP) は、オーストラリアの地域、ないしコミュニティの活性化を促す現場からの提案を連邦政府が支援する、運輸地域サービス省 (Department of Transport and Regional Services ; DOTARS) のプログラムで、1999年のリージョン・サミットを契機として2003年に開始された。

(RPP の概要)

(2) RPP は、リージョンの抱えている問題に焦点をあてた次のようなプロジェクトであって、新しい手法によるもの、ないし従来の不満足な手法を大幅に改善するものに対して、助成を行うものである。

- ① コミュニティや地域の成長と機会を強めるもの、ないしその企画を支援するもの
- ② 費用効果的かつ持続可能な方法で、公共的なサービスへのアクセスを改善するもの
- ③ 特に認定されたコミュニティや地域における大きな経済的、社会的、あるいは環境的な構造調整を支援するもの

(3) 連邦政府からの支援が行われるのは、政府の方で問題を判別し、解決策を示したプロジェクトではなく、各地域、各コミュニティで問題を判別し、解決策を提案したものに対してである。連邦政府の支援も、技術的、手続面等の支援がまず行われ、どうしても資金が不足するときにその一部、例えば必要額の 1 / 4 が助成される。

言い換えれば、資金が先にありきではなく、地元の解決への意気込みがあって始めて支援が行われる、という説明であった。(果たして現場の方もそういう認識であるかどうかについては、興味のあるところであったが、そこまでの調査は行っていない。)

(4) 助成対象者は、市町村、コミュニティ委員会のような、州法あるいは連邦法による登録公益事業体で、1 件あたりの金額は、基本的には 25 万豪ドル以下である。これ以上必要な場合は、より高いレベルの調査が行われた上で承認される。

(推進体制)

(5) RPP は、オーストラリア連邦政府の事業として運輸地域サービス省が運営しているもので、州政府や地方自治体は、RPP の実施や管理には関与していない。

(6) DOTARS の推進体制は、次のとおりである。

① 閣僚委員会

プログラムの全体的な責任を負い、どの提案に資金を提供するかを決定する。閣僚委員会は、現在、以下のメンバーで構成されている。

- ・ 運輸地域サービス大臣
- ・ Minister for Territories, Local Government and Roads
- ・ Special Minister of State

② オーストラリア (連邦) 政府・中央事務局

プログラムの資金や実行を管理するとともに、閣僚委員会に対する提言、助言、忠告を行う。プログラムの評価も行う。

- ③ オーストラリア（連邦）政府・地方事務局（全国 11 か所）
資金受給対象者との交渉、協定締結や資金支払い等の事務、資金協定の順守の監視、事業実施の確認、事業アウトカムの評価等を行う。
- ④ 地方諮問委員会（Area Consultative Committee ; ACC。全国 56 か所）
申請者の事業構築等についての相談等に対応するとともに、申請や提出手続きについての支援を行う。地方レベルからの中央への助言も行う。

(7) ACC は、中央政府が用意した事務所と運営資金により活動し、2～3 人の事務局員と数名の委員から構成されている。

委員は、地方自治体からの代表者、ビジネス業界からの代表者、職業訓練学校の人、といったその地域の人達の中から任命され、ボランティアであるが、その議長は大臣任命であり、委員達のモチベーションは高い。

地方諮問委員会は、わが国の農政事務所を彷彿させるが、中央からの指令により動くというよりも、各地域やコミュニティと協力して、抱えている問題を認識し、それに対応するプロジェクトを作成する、言わば地方に密着して中央へ情報やプロジェクトを発信する役割を果たす。今後、わが国の農政事務所等のあり方を考えるとき、具体的な参考事例になるのではなかろうか。

(IT 化)

(8) 2003 年に RPP が導入されて以来、申請書の作成から提出、アセスメントの実施、決定の通告、資金給付の契約、決算報告等が全て IT によって行われている。

メリットは、全ての記録が残ることと、手順が非常にスムーズになったことで、デメリットは、申請の手続きが難しくなったこと、ということであったが、申請の手続きについては、現在、簡素化に向けて改善中とのことであった。

(9) IT を使って申請が行われた場合、その審査の過程で、自動的に RPP の決定を行うための条件に関する質問が出て、それに見合った答を作成している間に、もうひとつのソフトがあって、プログラム化された重要な部分を引き抜いて、大臣への報告書を作成する。また、契約書の中には、申請書の中にある予算の詳細とか、重要な部分が自動的に入るようになっている。

決定するために必要な情報は、全てプロジェクトの IT による申請書の中に入っており、大臣の決定を待って、資金繰りの承認も入れることになる。承認に際して、大臣から条件がつくこともあるし、資金繰りが全額ではないこともある。

(10) オーストラリアに限らず多くの国の政府機関において、申請のような様式的な行為に関してだけでなく、その後に引き続き認可や承認手続を始めとする行政事務等について、

近年、IT 化が急速な進歩を遂げていることが実感される。わが国においても、こうした動きに遅れないよう、取り組んでいくことが大事である、と感じている。

(RPP の意義と国民の受け止め方)

(11) リージョンにおいて、大きな経済の力が働く、人口がどんどん高齢化していく、といったことに対して、連邦政府は残念ながらそれほど大きな力を持ってはいない。

RPP では、これまでなかったサービスを提供する、今まで見つけられなかった機会・チャンスをどんどん作っていく、といったことによって、今住んでいる人達がリージョンを離れないように、その人達をリージョンに維持していくように、そして最も望むところは、新しい人達がリージョンに魅力を感じるようにしていく、ということを目指している。そういう取り組みに対しては、都会の住民も理解している。

(事例)

(12) 降雪山岳地帯における酪農の拡大；支援額 22 万豪ドル

場所：コリヨン、ビクトリア州

機関：株式会社パーフェクション乳製品製造所と被支配事業体

事業内容：コリヨンとその周辺の減退を止め、発展可能で活気のある状態を保つため、株式会社パーフェクション乳製品製造所は、この地域における酪農業の拡大を計る。この事業には、2 段階に分けて 140 万豪ドルが投資されるが、そのうち 22 万豪ドルについて、RPP から資金の支援が行われた。予想される直接のアウトカムは、最大 11 人の継続的雇用状態（うち 9 人は正規職員）を生み出すこと、乗数効果の導入により地域経済に 280 万豪ドル（最少予測）をもたらすことである。

7 インダストリー・パートナーシップ・プログラムについて

インダストリー・パートナーシップ・プログラム (Industry Partnership Program ; IPP) は、オーストラリアの農業、漁業、林業、食品加工業が、より高い競争力を身につけ、より持続可能になり、より高い利益をあげることができるよう支援する農漁林業省のプログラムで、とりあえず 3 年間の事業として 2005 年に開始された。

(IPP の概要)

(1) オーストラリアの農業関係の業界は、小さく細分化され、各々の独立性が高いというところに特徴があったが、第 1 節 2 に掲げたような問題に適切に対応していくためには、もっと効果的に政府投資 (government investment) を活用する必要がある、そのためには、業界をグループ化し、そことパートナーシップを組むことによって、大きな業界を対象として行くことが必要とされ、IPP の発足に結びついた。

(2) IPP は、インダストリー主導の活動 (industry-led/driven action) で、ある特定の問題や課題について、インダストリーが政府を頼ってきたらインダストリーを支援するものである。つまり、政府は、資源、技術、より幅広い援助などでインダストリーに支援を行い、インダストリーがそれらの問題に前向きに取り組み、決定を下すための契機 (momentum) を与えるものである。しかし、インダストリー主導の活動で、変化を起こすために対策を講じるのはインダストリー次第ということではあるが、政府は、インダストリーを支援するだけでなく、責任は分担する。

(3) また、物事が起こってから反応するというよりは、先を見越した (proactive) 状態で介入しようとしている。旧来の政府支援は、インダストリーが危機に陥ったときに行うものであったが、もし初期介入・早期支援を行うことができるならば、問題の規模は縮小・軽減されるだろうし、インダストリーが自力で取り組む能力が改善されるだろう、と考えられたからである。

(4) IPP は、各業界 (インダストリー) が自分で問題の所在や解決策を考える能力を高めるため、次のような業界の能力を高めるプロジェクトに対して支援を行う。

- ・ 継続的にプラスの財政的利益を産出する能力
- ・ 将来の環境的・社会的設定で機能する能力
- ・ 世界市場で競争する能力
- ・ 変化に対応し、適応性を持つ能力
- ・ それらの業務を管理する能力

(5) IPP には、3つの要素がある

- ・ 実績の評価と方向性の設定； IPP を申請しようとする業界は、現在置かれている状況の強みや弱みを把握 (評価) し、今後の行動の方向性を考える。
- ・ アクション・パートナーシップ； 政府が助成金を提供し、問題解決に取り組む。
- ・ 能力開発； 問題解決に必要な、農業、漁業、林業に携わる女性、若者、先住民族の人々を対象とした能力開発に取り組む。

(6) 資金は、計画全てに対して提供されるのではなく、最初の 12 ヶ月間だけで、弾みを与えるための初期支援 (スタート資金) に限られる。

資金額は、現時点では最高額 35 万豪ドルである。パートナーシップを組むインダストリーやインダストリー組織にはあまり資源がないことが多いため、助成金受給の具体的な金額面の条件は明示されていない。

(市町村や州政府の役割)

(7) 現時点では、連邦政府とインダストリーという形でパートナーシップ関係を組んで国家的に重要な問題に絞って取り組んでおり、市町村や州政府は関与していない。なお、州政府にも役割を果たしてもらう必要があると判断された場合には、実際のパートナーシップ過程に州政府を参加させることはある。

(IPP の事例)

(8) オーストラリアの熱帯果実類インダストリー (**tropical fruit industries**) の事例。

熱帯果実類のインダストリーは、バナナやマンゴーといった比較的大きなインダストリーと、ランプータンやライチ等の小さなアジア系果物を栽培する 11~12 の小規模なインダストリーが存在していた。これらのインダストリーは、多くの類似した問題に直面していたが、これまで連携して対応しようとはせず、それぞれ特定の問題に取り組むために、議会や政府に対しそれぞれ単独でロビー活動を行っていた。そこで IPP により、全体として問題に取り組むよう、その部門の 11 のインダストリーを集結させた。

最初の目的は非常に効果的に達成され、現在では、バイオセキュリティやマーケティング等の特定の問題に取り組むために、それらのインダストリーは協力している。

(9) これからやろうとしている畜産関係の事例の一つに、牛 (**cattle**) の遺伝学 (**genetics**) に関するインダストリーに対するものがある。

現段階では、さまざまな遺伝学インダストリーが、遺伝子の輸出等、各自で様々な異なることを行っており、牛の遺伝子学をまとめて代表する団体は存在していない。そこで、将来性があり、海外にもチャンスが沢山ある分野でもあるので、IPP により、すべての遺伝学インダストリーを集結させることができるかどうかを検討されている。

第2節 ヴィクトリア州の条件不利地域対策

(1) ヴィクトリア州第一次産業省 (Department of Primary Industries, Victoria ; DPI) の省としての目的は

- ① 生産性の向上
- ② 輸出の振興
- ③ 地域社会の維持・向上
- ④ 産業界の維持・向上

であり、そのために次のようなことが行われている。

- ・ 公共の利益のために自然資源の使用を管理・規制する。
- ・ 自然資源の持続可能な使用に対する投資を円滑化する。
- ・ 第一次産業の生産性と持続可能性の改善を促進する。
- ・ 市場アクセスを守り増進することにより、貿易を促進する。
- ・ 変化を予測し対応するために、地方産業と地域社会の能力を強化する。

(2) ヴィクトリア州に限らず、オーストラリアの農業は輸出型で、国内消費よりも輸出の方が多く、輸出を目的として政策等も構築されている。

したがって、国際市場の開発や研究が非常に重要で、農村地域または農業従事者が世界の市場の変化にどんどん対応していける能力を開発する必要がある。

また、このため、畜産、ワイン、穀物といった輸出産品については、連邦政府や業界団体とも協力しながら、国内だけでなく、EU、アメリカ、日本その他の世界中の国で起こっている規制の変化、さらには消費者のニーズの変化に常に目を光らせている。

さらに、DPI は、ルーラル地域にネットワークを持っている。このネットワークは非常に優れたものであり、中央政府にもどんどん情報を提供している。

(3) しかしながら、ヴィクトリア州政府としては、条件不利地域だからといって、そのための特別の支援策は講じていない。技術指導、経営指導、内外の市場情報の提供、あるいは旱魃への対応支援策といった、どの地域に対しても行われているものが、他の地域と同じように行われているだけである。

Ⅱ ヴィクトリア州政府の農業教育プログラム

オーストラリアでは、農業の理解を深めるためのプログラム等は、連邦政府の所管ではなく、各州の業務であるということで、平成 18 年 9 月、地域住民、特に次の世代に対する農業教育は非常に大事である、として力を入れているヴィクトリア州第一次産業省 (Department of Primary Industries, Victoria : DPI) を訪問し、同州の農業教育プログラム、その実例として「ランドラーン (Land Learn)」事業、および「農場教育事業 (Teaching Farms Program)」について、調査した。

第 1 節 ヴィクトリア州の農業教育

(1) DPI の農業教育についてのコンセプトは、「地域社会 (コミュニティ) に第一次産業がいかに重要であるか、を理解してもらうことを促進する」ということである。

ここでのコミュニティはヴィクトリア州全体のことで、ヴィクトリア州の消費者が実際に「証拠に基づいた農業政策の決定ができる」ようになることを目指している。すなわち、消費者が、スーパーマーケットで買い物をする際に食品等に関する理解も出来るようになるし、農業に対する賛成、反対の意見も出せるようになるため、子供のときからそうした理解の醸成を図っていく、ということである。

「証拠に基づいた決定ができる」とは、情報をきちんと把握して、そういう決定ができるかどうか、という意味である。例えば、大都市に住んでいて農業を全く知らない人達も、DPI が提供する啓蒙活動や教育を通して、農業を理解し、その上で、農業ないし食品に対して決定することができるようになる。

農業に関しては、よく、偏見をもった情報とか、メディアが一部分だけ注目、強調して信ずるといふようなことがあるので、公正な立場で教えることとしている。

(2) ヴィクトリア州では、「ランドラーン」と名前をつけているが、次の世代に、食品はどういうところから作られてくるのかを教え、環境を非常に効果的に合法的に使う農業を理解し評価することを教えるためのプログラムを持っている。もう 10 年以上前に作られ、対象は、学校の先生である。先生達に教えることによって、先生達が子供に教える。学校で使う教材も、我々が作って提供する。

(3) 先生達を相手にいろいろな作業を、いろいろな方法を使って教えていく。そのひとつずつについて評価も行っている。2005 年に大きな評価を行い、我々がこういうことを行っているから、理解が高まっている、という結果になった。

(4) 先生の教える技術を「Professional Development」というが、農業経験のない都会の先生達は農業のことを教えるのに自信がないので、先生達に十分な知識を提供し、醸成することが必要である。

DPI では、先生に教え、先生が子供を実際に農場に連れて行って、現場を見せるとか、環境が農業にどのように使われているかを現場で見せる、といったことを行ってもら。それを「フィールドワーク」と言っている。

(5) 「Land Learn」は、州教育省と一緒にしている。意見を一致させないと、農業教育をカリキュラムの中に入れて行くのが難しくなるのと、先生達への教育が入っているからである。教育省は、子供達が学ばなくてはいけない事項をひとつのフレームワークとして持っているが、先生達は、教える内容を選ぶことができる柔軟性を持っている。したがって、規則や規制によって、農業を教えるのに不自由をきたすことはない。学校によっては、学年必修科目にもなっている。

業界から資金が出て、業界関連の場所でキャンプ、ということもある。

(6) 将来の方向として、人口が今後増えてくることが予想されるので、食べ物はどこから来るのかを教えることは、今後とも大事なことであると考えている。

また、水資源は大事なものであり、水資源を守ることによって、いかに食料が生産できるのか、ということも教えている。

(7) 「ランドラーン」は、DPI の科学者や研究者と連携をとりながら、若い人に教える際、科学も適用して教えている。

(8) こうしたプログラムは、全国的なプログラムで、各州が持っており、農業教育の調査では、オーストラリア全土でいかに多くの農業教育がなされているか、が明らかにされている。

ビクトリア州のプログラムは充実している、という定評があり、他の州で取り入れているケースもある。

もともと「持続可能な農業」を教えるプログラムが起こったのは、学校の先生が考えている農業と、DPI の方で教えてほしいと考えている農業には、非常に大きな差があった、というケースが見られたからである。

例えば、DPI としては「農業は持続可能である」ということを教えたかったのだが、先生の組合は「持続可能ではない」と考えていた。

第2節 農業教育プログラムの実例

1 「ランドラーン」について

「ランドラーン」は、DPIによる、次世代の子供達への農業教育を担当する教師の啓蒙を目的とする全州教育プログラムで、持続可能な農業や自然資源管理、さらには環境についての学習を小中高等学校が履修過程に組み込むための支援を行っている。

(1) ランドラーンの目的は、次のとおりである。

- ① 学校の履修過程に、持続可能な農業と自然資源管理についての学習を組み込むことを奨励・支援する。
- ② 学習が楽しいものとなるよう、専門能力の開発、最新の学習指導用資料、生徒活動などを通じて、教師と学校関係者を支援する。
- ③ コミュニティの環境管理事業などへの継続的な参加を含む、能動的かつ経験に基づく学習に生徒を参加させる。
- ④ 学校とコミュニティグループ間や、都市部と農村部の学校間のパートナーシップを促進する。

(2) ランドラーンでは、「私たちの土地や資源を守ることは、私たち全部の共同責任である。現在の学習と行動は未来への投資である」ことを認識してもらい、以下に掲げるようなことを子供たちに実現してもらいたい、と考えている。

- ① 持続可能な環境
- ② 責任ある方法で農業従事者が生産した良質の食品および天然の繊維だけを利用
- ③ 発展的な農村・地方 (rural and regional) コミュニティ
- ④ 農業を基盤とした産業での、やりがいのある、高く評価される、目的のある仕事と雇用

(3) ランドラーンでは、次のようなことが行われている。

① 学習指導用資料の作成

ア ランドラーンは、次のような、学校でのプログラム実施を支援するさまざまな学習指導用資料を製作している。

- ・ 食べ物資源に関するパンフレットの作成

例 「栽培と食事 (Grow and Gobble)」

「生物多様性と農業 (Biodiversity & Agriculture)」

「持続可能な土地利用の計画 (Planning for Sustainable Land Use)」 等

- ・ 穀草類、豆類、油料種子（スーパーシーズ（Super Seeds））に関する学習活動
- ・ 農業生産と野生動物保護のバランスについて教室、校庭、コミュニティで調査

イ これらの資料は、次のようなことを目指している。

- ・ 持続可能性に関する教育への統合的アプローチを普及させる。
- ・ 現地や教室での能動的学習に生徒を参加させる。
- ・ 全学年、特に4～6年生を対象として『ビクトリア州主要科目基準』に取り組む
- ・ 教師による注記、背景資料、生徒学習活動、派生アイディア、参考文献一覧表とのリンクを、関連するプログラムや資料に盛り込む。
- ・ ヴィクトリア州の教育修了資格に必要な特定単位（農業・園芸研究、地理学、環境科学、生物化学など）のための資料を含む。

② 専門能力の開発

ア ランドラーンは、以下のイベントを通じて教師を支援する。

- ・ 専門学習プログラム
半日～1日のプログラムで、全学校職員、「専門学習（Learning Domains）」や「学習レベル」に基づいたグループ、クラスターやネットワーク、教育実習生に向けて作られている。
- ・ ランドラーンの支援と資源について教師に紹介したり、特定のテーマを扱ったりするために作られた入門・短時間ワークショップ
- ・ 放課後の専門能力学習時間や、一連の教師の会議／フォーラムで行うための短時間ワークショップ
- ・ さまざまなテーマに取り組むための実地調査（fieldtrips）

イ 現在の専門能力開発プログラムで取り組まれているテーマの事例

- ・ 学校コミュニティ内の「学校菜園（edible garden）」を、私たちの食料源としての農業につなげること
- ・ さまざまな農業関連（農業、畜産、園芸など）の企業についての学習活動
- ・ 土地保全管理と持続可能な農業経営
- ・ 『ヴィクトリア州主要科目基準』を越えて持続可能性に関する学習をまとめた革新的新プログラムを通しての持続可能性

③ 雇用促進

ランドラーンでは、他の組織や教育関連機関とのパートナーシップの下に、以下のような方法を通して、農業、自然資源管理、食物生産などの産業への就職について、意識を高め、促進する役割を果たす。

- ・ 就職フェアでのワークショップや展示
- ・ 学習活動やウェブサイトに含まれている仕事・雇用情報

2 Teaching Farms Program について

「Teaching Farms Program」は、都会の学校と農村の学校とのパートナーシップにより、都会の学校の生徒が **Country Area** の農家等に泊り込み、そこで生活したり、地域の学校にも出席したりすることによって、都会の学校と農村の学校、そして各々のコミュニティの間の理解が深まることを支援する、DPI のプログラムである。

(1) 事業概要

① 参加者

主として、小学校中高学年の生徒

② 宿泊

都会の学校の生徒は、各グループごとに、**Country Area** で7日以内を過ごし、地域の学校に出席したり、農場や地域のコミュニティで生活する。生徒ごとに、招待側の学校長により注意深く選ばれた地域の家庭との絆を持つ。

③ 生徒は何をするのか。

生徒は、各自の **Host Family** や地域の学校の日常ベースの活動に参加し、予定した授業に出席する。地域の農場への課外授業を追加して行うこともある。

Teaching Farms は、決して「スクール・キャンプ・その2」ではない。

(2) 生徒は、農家に宿泊して活動することにより、次のことの大事さを知るようになる。

- ・ 小さな地域コミュニティでの生活
- ・ 環境問題
- ・ 農業技術
- ・ 家族農場やコミュニティにおける子供の役割

(3) 生徒は、農村生活を観察し、楽しむだけでなく、次の点で成長する。

- ・ 自己形成
- ・ 自信
- ・ 社交術
- ・ 他人のライフスタイルの理解

(4) 学校への出席

滞在中、各生徒は、農村の学校に登校し、通常の学校活動に参加し、追加して行われ

る課外授業や活動にも参加する。

可能な場合には、生徒達は、訪問中の出来事について日記を書くことが推奨される。このことは、自分達の経験を記録しておくことに役立つし、帰ってきた後の引き続く活動への基礎を提供する。

(5) 費用

このプログラムは、大部分、農村地域の父兄と学校コミュニティの好意によって支えられている。しかしながら、参加費用を補正するため、参加校は、コーディネーターとの予算交渉によって、1000 豪ドル以内の補助金を利用できる。

(6) 実施時期

Teaching Farms Program は、年内のいつでも、参加校が決めた時期に始めることができる。年 2 回参加する学校もある。

第3部 国内調査結果

第1章 アンケート結果

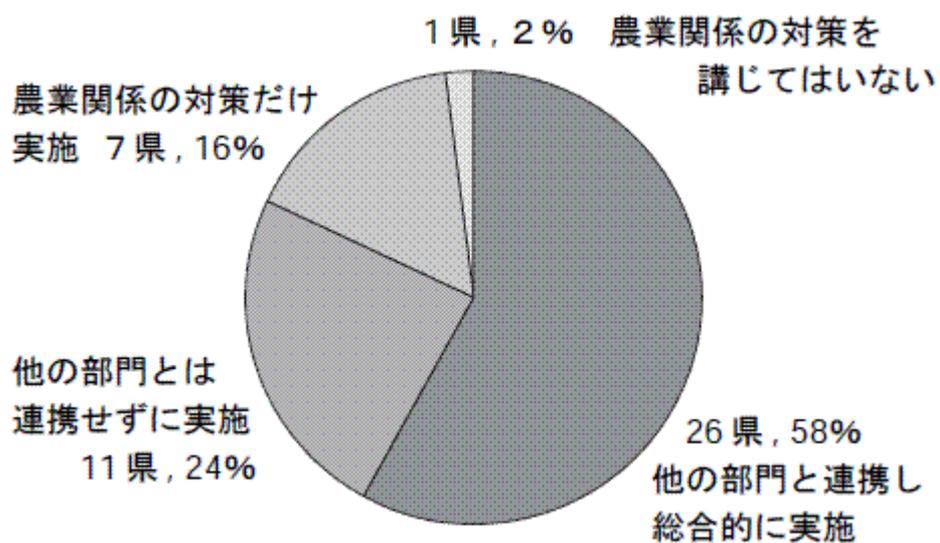
第1節 都道府県における

中山間地域の活性化に関するアンケート結果

当センターでは、平成19年3月、「都道府県における中山間地域の活性化に関するアンケート」を実施し、45都道府県（以下、単に「県」という。）から回答をいただいた。

1 中山間地域に対する農業関係対策の実施状況

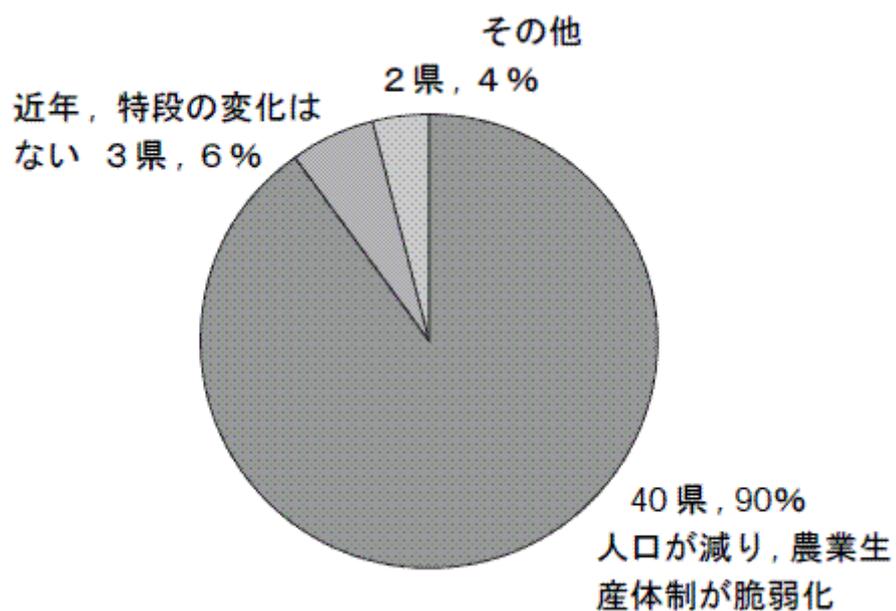
44県が農業関係の対策（畜産を含む。以下同じ。）を行っており、中山間地域では農業が大事な産業であることが実感される。なお、うち29県は、県独自の農業関係対策も講じている。



2 中山間地域の農業の現況

予想されたことではあったが、40 県が「人口が減り、農業の生産体制が脆弱化」という答で、さらにうち 29 県が引き続き「現在の傾向が続き、ますます農業生産体制は脆弱化する」ということであった。

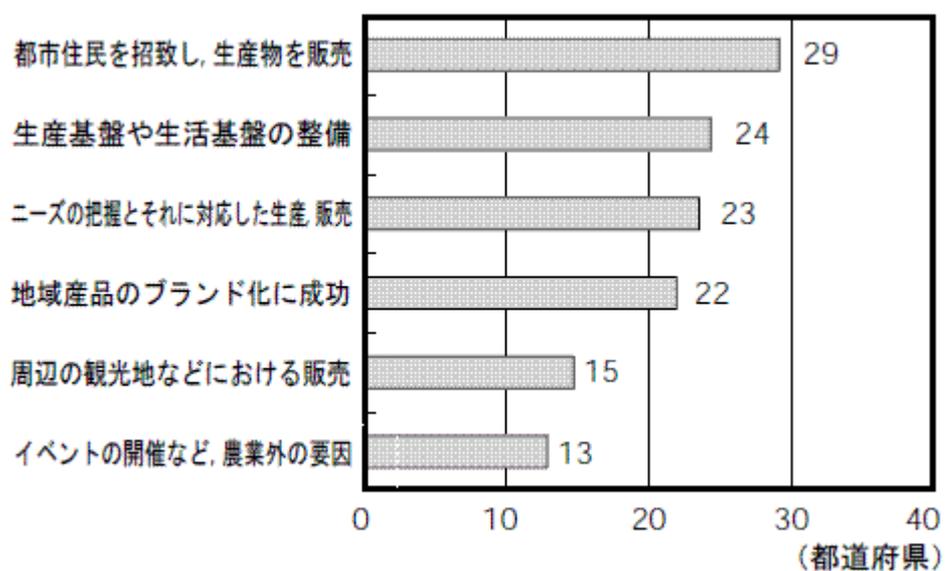
また「対応を誤ると一気に脆弱化が進む」とした県があったが、全ての県が心すべきことであろう。



3 活性化に成功した市町村の特徴（複数回答）

活性化要因が一つだけという県はなく、逆に 4 県が表にある要因の全てという回答であった。

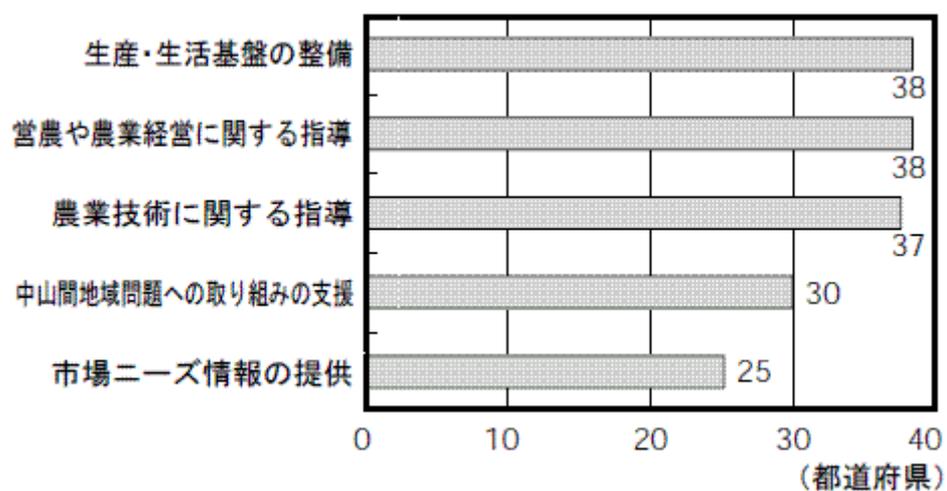
この結果から、中山間地域の活性化のためには、「都市住民との交流やニーズの把握」、「生活や農業基盤の整備」が有効ということが伺える。



4 農業生産活性化支援策（複数回答）

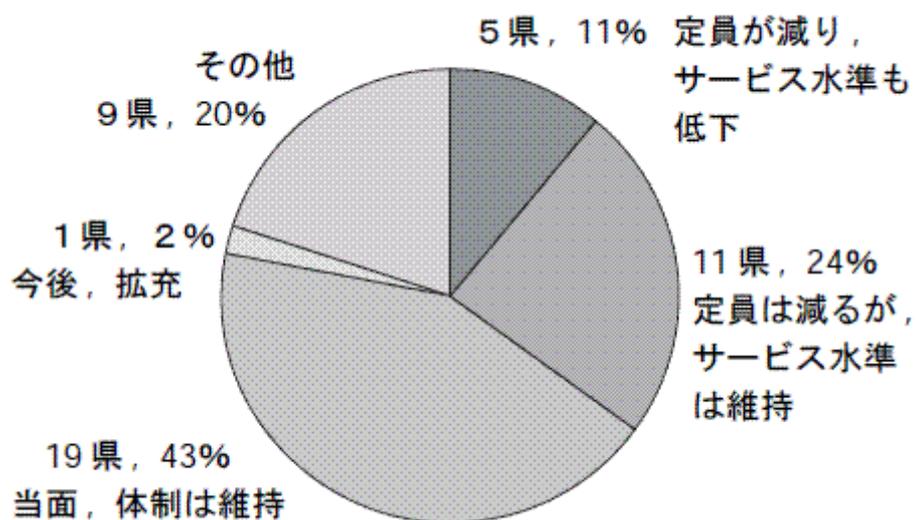
3で活性化要因として都市住民との交流やニーズの把握が上位に位置したのに対し、ここでは、インフラ整備、営農、経営、技術の指導といった言わば基礎的な生活や農業基盤の整備が中心になっている。

中山間地域の農業は、活性化するための基礎的条件がまだ未整備，ということなのであろうか。



5 今後の中山間地に対する行政対応の方向

大部分の県が、「定員は減るがサービス水準は維持」ないし「現状維持」と答え、「今後拡大される」と答えたのは1県だけであった。大部分の担当者は、本来的には「今より手厚くしていきたい」という気持ちであるものの、現実的には現状維持で手一杯、ということなのかもしれない。



第2節 市町村職員等に対する

中山間地域の活性化に関するアンケート結果

当センターでは、推進体制に関するアンケートを、平成19年8月に市町村職員を中心に、併せて都道府県職員及び一般消費者をも対象として行ったので、その結果を報告する。

アンケート手法は、インターネットリサーチで、設問を当センターが作成し、実施は(株)マクロミルに委託した。

サンプル数は、都道府県職員517人、市町村職員517人、一般消費者516人である。

1 条件不利地対策の認知度（消費者）

一般消費者に対し、行政が中山間地域等に対し、様々な支援を行っていることを知っているかどうかを尋ねたところ、「知らない」と答えた者が56%で、「知っていた」者が12%、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」者が31%であった。

中山間地域は、農畜林水産業では大きな役割を担っている地域であり、根気よく一般消費者に知ってもらう努力が必要、と思われる。

単位：%

知っていた	12.4
内容はよく知らない	31.4
知らない	56.2

2 中山間地域の存在意義（市町村職員）

市町村職員に対し、中山間地域をどう思っているか尋ねたところ、「環境保全や防災上大事な地域」という答が60%だったのに対し、「農林水産業の生産地」が20%、「レクリエーションの場」が13%と意外に少なかった。環境保全や防災が中山間地域の大事な機能であることは疑いないが、農林水の大事な生産の場であることにも、もう少し関心が集まって欲しいものである。

単位：%

環境維持・防災上大事な地域	59.6
農林水産業の生産地	20.3
レクリエーションや観光の場	13.2
特段のことは感じない、等	14.0

3 中山間地域の今後の見通し（市町村職員）

市町村職員に対し、今後中山間地域はどうなっていくと思うか、訪ねたところ、「高齢化、過疎化が進行し、崩壊ないし細々と存続する」旨の答が62%あり、高齢化、過疎化の進行は誰の目から見ても深刻な問題であることが伺われた。

また、「意欲ある地域は振興するが、意欲のない地域は崩壊する」とした者が25%あった。ワークショップ等の結果では、意欲をもって取り組む地域が少なくなってきたとのことであり、意欲ある地域をどうやって増やしていくかは、大きな課題である。

単位：%

高齢化、過疎化が進み、崩壊する。	22.4
高齢化、過疎化が進むが、細々と存続する	40.0
行政の支援などにより、ほぼ現状維持される	4.6
意欲ある地域は振興するが、意欲のない地域は崩壊する	25.3
その他	7.6

4 今後の支援の方向性

中山間地域に対する支援をどう思うか尋ねたところ、一般消費者では「国土の均衡ある発展のため支援」、「環境、防災上大事な地域は支援」が75%、「支援の必要はない」が7%、都道府県職員では「国土の均衡ある発展のため支援」、「環境、防災上大事な地域は支援」が71%、「支援の必要はない」が7%、市町村職員では国土の均衡ある発展のため支援、「環境、防災上大事な地域は支援」が75%、「支援の必要はない」が5%であった。

3グループともほぼ同じ傾向が見え、中山間地域の支援に対しては、ほぼ4分の3の人たちが肯定的であり、否定的な人が少なかった。

単位：%

	消費者	都道府県職員	市町村職員
国土の均衡ある発展上、支援していくべき	41.3	39.8	47.4
環境保全や災害防止上大事な地域に限って支援	33.7	31.3	25.1
地域振興に意欲ある地域にのみ支援すべき	17.4	19.3	16.2
特段の支援をする必要はない	2.5	1.9	4.8
支援をやめて、その財源を他に振り向けるべき	2.7	5.0	2.1
その他	2.3	2.5	4.3

5 今後の具体策（市町村職員）

市町村職員に、今後、中山間地域の振興を図るためには、具体的にどのようなことをする必要があると思うか、尋ねたところ（複数回答）、生活基盤の整備と農業基盤整備がそれぞれ47%、48%と、19年3月の都道府県アンケートとほぼ同じ傾向が伺えた。

ブランド化についても高い率となったが、大いに支援していきたいものである。

単位：%

生活基盤の整備	47.0
農業生産基盤等の充実	48.0
製造業の立地の促進	7.5
観光に力を入れる	15.9
IT化、情報化の支援	13.3
ブランド化を図り、生産物の販売を支援	41.6
その他	5.8

第2章 ワークショップ結果

第1節 北陸地域中山間地域農業政策ワークショップ結果

平成19年10月16日、北陸地域の9つの市や町の中山間地域農業政策の担当者にお集まりいただき、ワークショップを行った。

1 中山間地域において今欠けていることは何か。

(1) 現状について

- ① 高齢化が進み、100%の住民が65歳以上という集落も少なくなく、疲弊している。このため、農家からの意欲が感じられず、残念ながら地域のリーダーになる核もなく、地域活力が停滞し、担い手の育成が大幅に遅れている。集落単位の活動が求められていても、来年も営農できるのかについてさえ自信が持てず、まして5年続けて農業を行う自信がもてないので、協定をもてない集落が出てくると考えられる。
- ② 直接支払い制度は、中山間地域振興に目立った変化はないが、ないと集落が崩壊するし、特に急傾斜地の農業の維持はできなくなるので、必要である。
- ③ 頑張っている集落と、頑張っていない集落との間の格差が広がっている。頑張っていない集落は、形がなくなってしまいう可能性が高い。

(2) 流通機構について

- ① 作った農作物に農家が自分で値付けすることができない。このため、農家が農業経営という概念を持たなくなっている。

(3) 法人化について

- ① 集落営農組織を直接支払いとの関係で推進しているが、意思決定の仕組みがあやふやなことが多く、経営体として踏み出すのは難しい。
- ② 農家は、法人の経営を知らない。それを法人化するのは危険である。
- ③ 事務的能力がないので、農林水産省の事業は面倒で、現状ではもう対応が難しい。会計上、領収書が必要になるのでやめた、というケースは珍しくない。

(4) その他

- ① 市町村合併で、農家の要求が聞き取れなくなった。また、大きな農家に支援することになり、中山間地域の小さな農家に目をむけてもらえない。

- ② 100%補助事業でないと、もう応募できるだけの財源の余力がない。
- ③ グリーンツーリズムを推進しようとしても、地域が疲弊しているので、初期投資ができない。

2 今後の展望

(1) 支援のありかた

- ① 手を上げて立ち上がってくるところを支援するべきで、死にかけているところにカンフル注射を打つようなことではいけない。行政側で全部お膳立てしたところは、みなつぶれている。自助努力と自活を意識的に図らない地域は消えていく。
- ② 中山間地域地で足りないものは人と金と情報で、地域が立ち上がるのなら、行政がこれらをどうやってもってくるか、が大事である。
- ③ 市役所や役場でできないことについては、例えば地域の中小企業診断士を呼んで経営分析してもらったり、地域の社会保険労務士を呼んで労務管理システムを作ってもらったりなど、地域のことをよく知っているコンサルタントを活用するべきである。

(2) 流通機構について

- ① 生産物は、農協に売ってもらうのではなく、再生産が可能な額で自分で売りぬくことが必要である。そのためには、付加価値をつける（例；エコ・ファーム）といった努力が欠かせない。
- ② 地域内消費を図るべきである。顔の見える人たちに売れて始めてさらなる展開に結びつく。地域同士の競争も大事である。
- ③ かぼちゃは売れないが、カボチャプリンにすると 30 倍の値段で売れる。

(3) 地域の維持

- ① 中山間地域の農業を維持・発展させるため、農家と農地をセットにして貸し出し、団塊の世代の人に入ってもらっている。自分の居場所を求めているという人は多く、農を体験しながら、副産物、交通費が出れば良いという人を探す。移り住まなくとも、通勤でもよい。
- ② 農地の貸し借りは、全国展開もできる。
- ③ コミュニティの崩壊を防ぐため、基幹作業以外は、地域にいる団塊の世代の人たちに手伝ってもらうようにするべきである。

(4) ブランド化

- ① ブランド化を図るためには、品質保持が重要である。手を抜いたらだめだし、長年にわたる販売努力をしなければならない。

② ブランド化できるまでには、長期間（発言者の地域では 25 年）を要する。

(5) グリーンツーリズム

- ① グリーンツーリズムは、何のためにやるのか、目的をはっきりしなければやっていけない時代になってきている。お金を落として行く仕組みを農家の人たちが自分たちで考えなければ、うまくいかない。
- ② 3～5年やってみてダメなら見切りをつけなければならない。
- ③ 達成感のあるような体験ができるような企画が求められている。
- ④ グリーンツーリズムの支援については、初期投資分に限っている。オーナー制度とタイアップしてやるのも一案。
- ⑤ 東京の中学校 6 クラス 230 人を、春、田植えの時期に受け入れている。受入れは、JA とタイアップして、3泊4日で、75軒の農家がしている。体験が主なので、民宿関係法規に抵触しないし、それによる農産物の売り上げ効果は、年間 2000 万円と推計している。

第2節 中国地域中山間地域農業政策ワークショップ結果

平成19年11月8日、中国地域の9つの市や町の中山間地域農業政策担当課長にお集まりいただき、中山間地域の現状、今後の展開方向などについて、ワークショップを行った。

1 中山間地域の状況

- ①中山間地域において今欠けているものは、次のような実働者である。
 - ・ 耕作であれ一般事業であれ実際に事業をやる人
 - ・ 大規模農業展開のための技術者及び経営責任者
 - ・ 集落を取りまとめる代表者、リーダー
- ② 定住して生活がやっていけない。このまま定住したいという意向はあっても、一旦出た人はなかなか帰ってこない。
- ③ 消費者が飛びつくような産物がない。
- ④ 財政ひっ迫により市単独の補助制度がない。
- ⑤ 農家の生産意欲が減退している。
- ⑥ 若者が定住しない。若者が働く場所を確保し、子育て支援も充実する必要がある。
- ⑦ 今の中山間地域農業を支えているのは兼業農家であるが、普段の業務に加えて営農を行うのは限界に来ている。また、兼業収入がなくなり始めている。
- ⑧ 生活環境基盤、例えば交通手段なども、財政難と高齢化によって、確保が厳しい状況である。

2 中山間地域を支援する特徴的な取組み

(1) アグリセールスマン制度

JAや普及、県庁のOBの人をアグリセールスマンに委託し、行政と市、地域に密着したパイプ役として、様々な調査活動、新規就農者の支援、行政の支援のフォローなどを行ってもらっている。

(2) NPOによる支援

市の職員が窓口になって民間のIターンの人を中心にNPOを立ち上げ、行政ではそこまではできないこと、コストがかかること等、手間のかかる部分について、NPOを活用して地域づくりの支援を行っている。

(3) 民間活力の導入

一般の民間の会社の中には、農業への参入ではなく、総合的なサポートをする動きがあって、草刈りや農作業、生産物の加工・運搬・販売、あるいは債権の保全といったサポートをしてくれるので、そうした動きを活用して活性化に取り組んでいる。

3 今後の展望

- ① 中山間地域で暮らしていけるような気持ちの育成が子ども達を育てるときに必要である。
- ② 非農家都市住民に。中山間地域の農地を含めた農家に関する啓発を行うことが必要である。特に今の子ども達は、食べ物がどこからやってくるのかさえ、よく知らない。
- ③ 団塊世代の人たちに上手に農業の方に目を向けてもらう、という施策が必要である。
- ④ 農業がもうからないと当然、後継者もできてこない。そのためには、JAに任せるのではなく、自分達で売る農業でなければ難しい。
- ⑤ 女性を活用する、登用するといった制度や取組みが必要である。女性はグループで参加してくるので、集落の意見集約もやりやすくなる。
- ⑥ これまでは米を中心として中山間地域がある程度成り立っていたが、米価が下がってきたので、今後は成り立たなくなることが懸念される。
- ⑦ 法人で事業が成功しているのは、農外企業からの参入法人である。特に株式会社等を経営する立場だった人が農業へ参入した場合は、非常に経営感覚を持っているが、農家の場合は、そうした法人経営の感覚ができていない。農家なら手間は収入であるが、法人なら経費になる、といった基本的な理解すらできていないことが多い。
- ⑧ 第一次産業部門の農業を展開するだけの従来の農家の集まりでは、法人経営はできない。やはり第二次産業部門、第三次産業部門を巻き込んだ、いわゆる付加価値の高い農業展開をしないと、法人経営は難しい。
- ⑨ ブランド化の努力も必要である。そのためには、イベントなどを積極的にやっていて、とにかく知ってもらうことが大事である。
- ⑩ 退職者を対象に帰農塾をやっている。年間に40名ぐらい参加し、7～8名が就農している。退職者の就農は、年齢的に先に見えているが、少しでも農業の助けになれば、と考えている。
- ⑪ 定住希望者には、町に定住専用相談室を設置して相談にのっている他、空き家情報をネットに載せたり、一定期間住んでもらうお試し期間を設けて体験してもらい、といった取組みをしている。土日にまたがるケースが多いが、そうした場合はNPOに対応してもらっている。
- ⑫ 合併以前は、行政頼みで、何でもかんでも行政の方に言えば何とかしてもらえただという意識があったが、合併後にはある意味、突き放したような状況になったので、

自治会組織などが結束しつつある。

- ⑬ 経済が成り立って初めて地域が守れる。I ターン者の受け入れも職を紹介しながら、推進している。
- ⑭ 地域の中で、付加価値を見出せるような施策展開を考えていかなければならないが、そうした対策を、大規模な攻めができる農村地域と、守っていかなければならない地域とにきちんと分けて展開していくことが必要である。
- ⑮ 学校給食に地元の産物を使うためには、出す側の品揃え、受ける側の施設整備が基本的に必要で、その上に、調理士さん自身がやはり汗を流して、地域のものを使うという意識にならないと本当に難しい。

第3章 フォーカスグループ調査結果

当センターでは、平成19年7～8月、20代、30代、40代の女性各8名ずつに、それぞれ、東京、大阪、名古屋でお集まりいただき、農業の理解醸成に関するフォーカスグループ調査を行った。

(1) 20代の女性

- ・ 農業については知らないと自覚している。(全員)
- ・ 農業への理解を進めるには、DASH村のようなテレビ番組をもっとやってはどうか。ああいうものなら、農業に興味がなくとも、アイドルに興味があるだけで見る人がいる。あの番組では、農業に取り組んで、苦労して作物等を収穫している。
- ・ 小学生の頃、校長が畑を持っていて、児童に農業を体験させていた。小さい頃から、芋ほりなどで農業に関心を持てば、大きくなってからも、農業などへの見方も変わってくるのではないか。
- ・ 高校時代に、農作物を育てて校内で販売し、学園祭の費用にした経験がある。楽しかったので、今でも花を育てたりしている。
- ・ 小学校時代にクラスで畑を作ったり、近くで芋ほりをしたりして、勉強になった。そのようなことで農業に親近感を持ち、視野も広がった。DASH村のようなテレビ番組であれば、宣伝効果も大きいのではないか。

(2) 30代の女性

- ・ 農業については知らないと自覚している。(全員)
- ・ 脱サラして農業をしている人がいて、子供を連れて行けば、土を触らせるなどの実地体験をさせている。年に何回か、田植えや稲刈りに行っており、イベント性を持たせれば、実地体験としていいのではないか。
- ・ 両親が市民農園を借りているので、それで農業に触れる機会がある。
- ・ 子供に野菜などがどうやってできるのかを教えるため、遠足などで実体験をさせる機会を作るべきである。そのときに野菜を食べさせれば、本当の味を覚えて野菜嫌いでなくなる。

(3) 40代の女性

(農業をどう思っているか)

- ・ 農業は、食べるものを作り、健康を保つ職業、言い換えれば、口の中に入れるものを作る大切な仕事である。
- ・ 種を蒔いて、育てる。子供がいたら、楽しい。しかし、自分がやろうとは思わない。

- ・ 育った場所の周囲が農家だったので、農業は四季を感じるものだった。田植えや稲刈りがあると、非農家の子供であっても、田植えや稲刈りのモードになった。
- ・ 品種改良して新しいものを作ることも農業と思うが、GMOについては違和感がある。農業とは、自然のものである。
- ・ 親戚が家庭菜園を大規模にやっていて、先日収穫を手伝いにいったが、果物は手が届かず、虫もいて、大変な作業だと思った。

(農業をもっと理解するためには、なにをしてほしいか)

- ・ 例えば田植えツアーのような農業を体験するツアーがあればいいのではないか。見るだけでは感動もないので、自分が植えたものを収穫できるといったような体験ができるものがよい。
- ・ 学校の理科で植物を育てており、その体験を子供達に聞かされている。自分が子供の時にはそういう授業はなかったなので、そうしたものをもっと広げて欲しい。
- ・ 農家が作ったものをできるだけ新鮮なうちに手に入れたいが、どこへ行ったらいいかわからない。事前に新鮮なものを売っている情報があれば、寄り道してでも買いに行く。各地の朝市の情報などももっと教えて欲しい。
- ・ インターネットで調べると言っても、検索エンジンをかけてまで調べることはしないので、広報や回覧板のようなものにそういう情報を載せて欲しい。
- ・ ポータルサイトがあれば、定期的に見るだろう。
- ・ ナビゲーションシステムにそうした売店情報は入れられないのだろうか。
- ・ 無料雑誌に載せたらどうか。無料雑誌は、結構、よく見るものである。

(子供が農業にふれる機会はあるか)

- ・ 自分達が子供の頃には、学校から近所の農家に学習に行った。
- ・ 牛や豚などは、子供と県の農業センターに行って体験した。最近では、応募者が多く、競争率も激しくなって、当選するのも大変である。
- ・ 動物の臭いは、行って見るだけなら、そういうものと思っているので、気にしない。

第4章 出張調査結果

第1節 石川県の中山間地域対策

石川県における中山間地域対策について、平成18年10月に石川県庁を訪問し、調査を行った。

1 石川県の中山間地域

石川県において中山間地域の要件を満たす地域は、県の県土面積約418千ha中、約317千ha(76%)である。そのうち、岐阜、福井県境の白山地域は専ら林業地帯であり、農業関係の施策は能登半島地域において講じられている。

能登地域においては、過疎化、高齢化が進んできているが、一方において、農地面積が減少している中で農業従事者数は増える現象がおきている。これは、兼業農家が退職により農業に専従するようになった人が少なくない等の要因があると考えられ、県としては、こうした人達を支えていくことも必要と考えている。

能登地域は、土壌が営農に好適とは言えず、風も強く、水資源にも恵まれていないという条件下で、比較的水資源がある地域で、稲作、栗の栽培、牛の放牧を中心とした農業が営まれている。

2 中山間地域における農業振興対策

(1) こうした中で中山間地域については、農業生産基盤や生活環境基盤の整備を図るとともに、直接支払制度の活用による農地・農村の保全や集落の活力確保、さらには交流機会の拡大やアグリビジネスの起業化の推進、特産物の発掘・育成と産地化(ブランド化)等の施策が推進されている。

(2) こうした支援を行うに当たっては、

- 1) 個々の農家に応じた技術の開発・指導を行う。
- 2) 消費者のニーズを把握して、生産に結びつける。
- 3) 地域で企画した戦略をサポートする。

といった役割を果たす、とのことであった。

(3) また、支援に当たっては、単一の施策によることが望ましいものの、なかなか対応できるものがないこと、動き出して初めてどうしたらよいか分かるものも多いこと等から、いろいろな施策を組み合わせる支援しており、そのコーディネーターの役割をも担っている、とのことであった。

さらに、これらの施策は、石川県の農林総合事務所を経由して現地に浸透が図られるが、現場の職員は、事業の推進（行政）、研究開発（試験研究）、現場（農林総合事務所）を2～3年でローテーションし、この3つのジャンルを経験した人があたる、という体制を構築している。これにより、現場のニーズ、行政の考え方が的確にフォローされている。

3 ブランド化の実例

(1) 富山県との県境近くの羽咋市神子原（はくいし・みこはら）地域では、地名にちなんで地元産のコシヒカリをローマ法王庁に献上し、メディアにとりあげてもらえるよう働きかけを行ったところ、全国からの注文に生産が応じきれない状況となり、「神子原米」というブランドとなって、定着している。

(2) 従来能登地域の栗は生食用であったが、栗皮むき器の開発を契機に和菓子の原材料の需要が拡大している。さらに能登大納言小豆についても県農業研究センターが一次加工に適した品種を選抜育成し、県内の和菓子屋に売込みを図ったところ、好評を得ている。

4 市町村職員の役割

こうした現場に即した支援活動を行っていくためには、農家の人達を直接知っており、現場に詳しい市町村職員からの情報、さらには連携が欠かせない。そこで県として、市町村職員と日頃から情報交換する等、農家の現状やニーズの把握に努めている。

もし、市町村合併の結果、現場に市町村職員が目が行き届かなくなり、こうした連携が難しくなったら、ということが懸念された次第である。

第2節 鳥取県の地域対策事業

鳥取県における中山間地域等の地域対策について、平成18年11月、鳥取県庁を訪問し、調査した。

1 県単独補助事業の市町村交付金化

(1) 鳥取県においては、平成18年度から中山間地域対策を含む公共事業以外のほとんどの県単独補助事業を、いわゆるメニュー事業を行える市町村交付金として一括計上し、事業の実施は市町村の自主的な判断に任せている。

交付金の総額は、4億7200万6千円であり、市町村にはその75パーセントに当たる3億5397万円を最低保証総額として、その半分を市町村の財政力指数を勘案して配分し、残り半분을均等割している。各市町村が最低保証額以上に事業を行った場合には、残余の1億1803万6千円を県が調整配分して交付することとなる。

(2) 市町村交付金の対象事業は、それまでの県単独事業の対象としていた事業を掲げている。その事業は、事後的に県が承認することとしており、それまで毎年市町村が実施してきたものや庁舎管理費などは、対象として認めないといった形式的な判断は行わず、市町村の自主性を重視し、その内容が適当とか適当ではないといった判断はしない方針とのことである。

(3) その趣旨は、これまで各補助事業が県行政のなかで縦割りで所管されていたため、必ずしも市町村や住民にとって十分に役立つ補助金とはなっていなかったこと及び県としても各部局に分かれた事業所管となっていたために、補助金交付事務にかなりの人員が割かれていたことなどから、総合交付金化して各部局に分かれていた事業を企画部地域自立戦略課が一括して所管することにより、縦割りの解消と事務の軽減を図るためとのことである。これにより、中山間地域等の地域活性化対策については、住民に身近な市町村が自らの判断により事業の選択と配分を行うことが可能となり、これまでのように県の直接の行政対象ではなくなった。

(4) 中山間地域に対しては、議会や県民からは、県の直接支援が必要との意見もあったが、本来的には住民に身近な市町村の役割が重要との認識で現在はまともってきている。しかし、現在においても県職員の中には結論まで出して指導をしようとしたり、その逆に市町村の役割として全く相談にも応じないということがあったり、その対応は県庁内においても未だ温度差がある。

2 交付金化に対する反応

(1) 18年度は、初年度でもあり、とりあえずということで県単独事業を一括し、予算額はそれまでの実績ベースより約1億円の増となっている。19年度からは、県庁各課からの事業の修正要望の意見により対象事業を追加すること等を考えている。

(2) 18年度の予算額は、補助金として配分される額の見込みが立たないことから、苦情を申し立てた市があったが、県政懇談会での話し合いにより納得したとのことである。小さな町村ではこれまで以上の配分を受けることとなるケースもあり、また補助金申請業務の負担が小さくなったことや、市町村の事業実施の自由度が増したことから、市町村は、交付金化について好意的とのことである。

(3) 公共事業を交付金の対象にしなかったのは、本当に必要な公共事業の地区と額は、その内容を見て個別に確保されるべきものであるからとのことであった。

3 集落实態調査の実施

今後の中山間地域への対策を考えるため、18年度に、山間の111集落を対象として、住民と行政との役割分担により低コストで持続可能な住民自治のシステムをつくるという観点から、各世帯の家族構成、暮らしの様子、将来の見込みなどについて、市町村と県が共同で実態調査を行っている。

第3節 愛媛県の中山間地域対策

愛媛県における中山間地域対策について、平成19年2月、愛媛県庁を訪問し、調査を行った。

1 愛媛県の中山間地域の現況

愛媛県の中山間地域は、県の総面積約568千ha中、約420千ha（約71%）で、20市町中、14市町に存在し、人口の約33%が居住している。急傾斜地が多いことが特徴で、果樹、酪農が産業の中心であるが、人口減少、高齢化の進行、担い手不足、という状況に加え、耕作放棄地の増加も課題となっている。特に「限界集落」ではこれらの課題への対応が難しく、これ以上の地域の維持は無理な個所も少なくない、とのことであった。

2 愛媛県の取組み

(1) 愛媛県は、「中山間地域を元気にすることは、県にとって大事である」として、出先機関とも一体となって中山間地域対策に取り組んでいる。

1で述べたように中山間地域が県土の約71%を占めているため、ほとんどの農業施策はそのまま中山間地域の農業対策になっている。多くは国の施策や事業との組合せで行われ、県単独でも事業を行っている。各中山間地域の自立を目指して市町ごとに働きかけを行っているが、一つの事業だけで適合するものはなかなか見当たらないとのことであった。

(2) 特徴的な取組みは、次のとおりである。

① 果樹対策

急傾斜地や崖地が多いため、果樹、特に全国的に有名な柑橘の生産に重点が置かれている。収入につながるので、担い手や後継者を戻すこともできているが、近年、運搬用のモノレールが老朽化し、更新が進んでいない、という問題を抱えている。

② 棚田の保全

棚田の保全も大事な施策になっている。小規模なものが多く、もう少し集約することが必要とされている。また、中山間地域の人達も棚田の保全に努めてはいるが、高齢化に伴い、難しくなっている、とのことであった。

(3) 担い手の確保

担い手の確保については、「地域農業マネジメントセンター」で仕組みを作り、市町

やJAとも協力して取り組んでいる。団塊世代のIターン者を今後の担い手とするため、経営や技術を指導する試みも行われているが、成果はこれからのようである。

(4) 愛媛型グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムは、他の四国3県とも協力して、地域住民活動を主体とした体験交流を中心に、推進している。町並みで有名な内子町が成功例で、単独では量的に出荷が難しい産品を、直販や組み合わせて販売することにより、好評を得ている。

(5) 愛媛愛フードの推進

中山間地域だけのための施策ではないが、県産農産物等の販売拡大活動として、みかんをリーディングブランドとし、プラスして他の農産物を地域特産ブランドとして販売しようとする取組みが行われ、イチゴ、キジ等の生産、販売が増えてきている。

3 今後の展望と要望

愛媛県では、合併で70市町村が20市町に統合されたが、その中で、旧村は依然として集落ないし地域としての単位になっており、ここが元気であれば急傾斜地も畑や果樹により維持できるので、県にとっては、それを盛り立てていくことが必要とされている。

しかしながら一方では、過疎、高齢化が進んでおり、だんだん集落協定さえ無理になってくるような状況である。

中山間地域の人達の中には、内心リタイアしたいという気持ちを持っている人が多いが、中山間地域等直接支払交付金の支給が「なんとか頑張っ欲しい」という国からのメッセージとなって、こうした人達に頑張るきっかけを与えている。交付金の支給条件は新対策になって厳しくなっているが、こうした現場の状況を踏まえて、制度の存続や支給の条件を考えて欲しいとのことであった。

第4節 群馬県の食育の取組み

各都道府県では、国の方針を受けて食育を推進しているが、群馬県では、「ぐんま型食育」と名づけた特色ある取組みを行っているので、平成19年2月、群馬県庁を訪問し、調査を行った。

1 部局横断的な取組み体制

(1) 群馬県では、知事を議長、食品安全会議事務局長を座長とし、保健福祉局、農業局、教育委員会事務局等の関係課室の長（17 課室長）を構成員とする「食品安全会議」を設け、その下に、課室長による「検討部会」や、担当者のほか、子どもの食育に実際に関わっている学識経験者、幼稚園教諭、保護士、調理師、幼児の保護者の外部メンバーを加えた「ワーキンググループ」を設けて、食育を推進している。外部メンバーを加えたワーキンググループが様々な面で意見を交換しているのが特色となっている。

2 子ども向け食育教材の開発

(1) 群馬県では、子どもたちに、「食」を学んでもらうこと、気楽な気持ちで「食育」に取り組んでもらうことを念頭に子ども向け食育教材の開発に取り組んできている。

これまでに開発された教材は、平成15年に「すくすくカルタ」、16年に食の替え歌と「ゆうま三兄弟のゆうこ姫を救え!」、17年に「こころを育むゆうまちゃんの食育紙芝居」等である。

(2) 「すくすくカルタ」は、群馬県は、上州カルタの伝統があり、カルタには幼い頃より親しんでいる土地柄であることから発想されたものである。詠み句を募集したところ3,176句の応募があり、18年12月末までに18,815部が売れている。販売価格は38円である。

(3) 食の替え歌では387の作品の応募があり、7点が決定された。「ゆうま三兄弟のゆうこ姫を救え!」は、親子で学ぶ食育ブックとして作成され、18年12月末までに5,189部が売れている。販売価格は500円である。

「こころを育むゆうまちゃんの食育紙芝居」は、19年1月末までに476部が売れている。価格は1,310円である。

(4) これらの食育教材は、県内の幼稚園、保育所、小学校、図書館に無償配布するとともに、紀伊国屋書店等でも販売されている。また、県職員による食育出前講座でも利用され、カルタ（大判のもの）や紙芝居については、貸出しも行われている。

3 群馬県食育推進計画

(1) 群馬県では、平成18年5月「群馬県食育推進計画」を策定した。計画では、

- ① 「家族でいただきますの日」の提唱・普及などを通じて、「健全な身体」とともに、「豊かな心」、「社会性」を育む食育を推進すること
- ② 愛称を「ぐんま食育こころプラン」とすること
- ③ 「食で育む15の目標」

が設定された。

なお、群馬県の計画は、食育を乳幼児から始めること、農作業や体験型の食育を積極的に進めることになっている。

(2) 計画における重点プランでは、今後5年間で重点的に取り組む新たな施策を次のように定めている。

プラン1：食育についての共通理解の促進

施策1：食育推進計画の普及・啓発、

施策2：県民意見の反映

プラン2：食育推進のためのネットワークづくり

施策3：食育推進会議を中心としたネットワークづくり

施策4：市町村との連携促進・企業等との連携促進

プラン3：「家族でいただきますの日」提唱・普及

施策5：「家族でいただきますの日」普及事業の推進

プラン4：乳幼児期からの食育推進体制づくり

施策6：乳幼児を持つ家庭の食育を支援するための取組み

施策7：幼稚園・保育所における食育の推進

プラン5：体験型食育推進体制づくり

施策8：心を育む体験型食育の推進

(これまでの取組み状況)

- ① ぐんま食育推進サポーターの任命

保育所や学校などで食育の公演活動や調理指導などをボランティアで実施。122名の個人、11の団体が登録

- ② 食農教育モデル支援事業
農作業や農産加工など小学校での体験を指導員の派遣や財政面で支援。平成 12 年から延べ 113 校。
- ③ あぐり・カルチャースクール支援事業
農作業等に加え農村に伝わる年中行事や民話などについて地域農業者との交流を通じて体験
- ④ コミュニケーション・ファーム事業
種まきから収穫までを体験。農家との意見交換も重視。
- ⑤ 食の生産・流通現場公開システム事業
消費者が直接、食の生産現場を訪問。生産者や事業者との意見交換も行う。登録生産者・事業者は 40 か所。
- ⑥ 元気県ぐんま 21 協力店事業
栄養成分表示やヘルシーメニューの提供を行う協力店。平成 22 年までに 1,000 店以上を目指す。
- ⑦ 「食育フォーラム」開催
18 年度から 11 月 23 日（勤労感謝の日）に開催

第5節 高知県におけるグリーンツーリズムの推進

平成19年3月、高知県庁を訪問し、同県におけるグリーンツーリズムの推進状況について調査した。

(1) 高知県では、グリーンツーリズムを推進するため、「こうち体験ツーリズム推進プログラム」を作成している。

高知県におけるグリーンツーリズムの課題としては、次の点があげられる。

- ① コーディネートを担う組織がない
- ② 継続的に一定規模以上の体験ツーリズムを受け入れる地域が少ない
- ③ グリーンツーリズムビジネスが育っていない。

(2) このため県では、具体的な支援として、コーディネート機能を受け持つ組織の育成、農林漁業民宿、レストラン等の開業支援、グリーンツーリズムビジネスのネットワーク化（品質管理・研修等を実施する組織の育成、商品企画、PR、誘客）を行っている。

品質管理・研修等を実施する組織の育成においては、県の支援を減少させ、民間へアウトソーシングを増やすこと、商品企画、PR、誘客では、民間組織の機能の充実を図ることとしている。

(3) 具体的な仕組として、県庁内に関係各課で構成された「こうち体験ツーリズム庁内推進検討会」を設置し、推進プログラムの進行管理、マニュアル・ガイドラインの策定、フィールド地域への支援（コーディネート機能を受け持つ組織の育成、農林漁家民宿・レストランの育成）、情報収集を行っている。

また、平成18年5月からは、「こうち体験ツーリズムネットワーク」を推進しており、ネットワークの構成員は、農家民宿、レストラン開業者、体験ツーリズム受け入れ実践者、市町村、観光コンベンション協会である。ネットワークでは、県内外への情報発信、マニュアル・ガイドラインの拡充、こうち体験ツーリズムの大学カリキュラムの作成を行っている。

なお、こうち体験ツーリズム大学では、農林漁家民宿の品質確保、地域活性化、楽しみ方・楽しませ方の提案を行っている。大学は、県からの委託によって運営されており、19年度も実施する予定であるが、民宿経営者が受講する関係から宿泊を伴う研修の実施は、難しいとのことである。